

与 謝 野 町 地 域 防 災 計 画

震 災 対 策 計 画 編

令和 4 年 3 月作成

与 謝 野 町 防 災 会 議

目 次

震災対策計画編

第1章 総 則

第1節 計画の目的	1
第2節 計画の理念	1
第3節 計画の修正	2
第4節 計画の周知徹底	2
第5節 計画の用語	2
第6節 計画の運用	3
第7節 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱	3
第8節 地震被害の想定	14

第2章 災害予防計画

第1節 地震及び津波に関する情報の伝達計画	23
第2節 情報連絡通信網の整備計画	33
第3節 自主防災組織整備計画	35
第4節 防災知識普及計画	35
第5節 防災訓練・調査計画	35
第6節 避難に関する計画	35
第7節 建造物・公共施設等安全確保計画	36
第8節 火災防止に関する計画	48
第9節 津波災害予防計画	51
第10節 交通対策及び輸送計画	56
第11節 資材器材等整備計画	56
第12節 廃棄物処理等に係る防災体制の整備	56
第13節 文化財防災計画	56
第14節 医療助産計画	56
第15節 要配慮者及び外国人に係る計画	56
第16節 行政機能維持対策計画	56
第17節 ボランティアの登録・支援等計画	57
第18節 企業等防災対策促進計画	57
第19節 広域応援体制の整備計画	57

第20節 観光客保護・帰宅困難者対策計画	57
----------------------	----

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害応急対策の活動体制	58
第2節 動員計画	64
第3節 通信情報連絡活動計画	67
第4節 災害広報広聴計画	68
第5節 津波災害応急対策計画	68
第6節 災害救助法の適用計画	69
第7節 消防計画	70
第8節 水防計画	71
第9節 避難対策計画	72
第10節 観光客保護・帰宅困難者対策計画	73
第11節 食料及び生活必需品等供給計画	74
第12節 給水計画	75
第13節 医療助産計画	77
第14節 保健衛生、防疫計画	77
第15節 被災者救出計画	77
第16節 遺体の搜索、処置及び埋火葬計画	78
第17節 要配慮者及び外国人に係る対策計画	78
第18節 施設の応急対策に関する計画	78
第19節 災害地の応急対策に関する計画	87
第20節 環境保全に関する計画	87
第21節 文教対策計画	87
第22節 輸送計画	88
第23節 道路交通対策計画	90
第24節 労務供給計画	90
第25節 自衛隊災害派遣要請計画	90
第26節 職員派遣要請計画	90
第27節 義えん金品受付配分計画	91
第28節 ボランティア受入計画	91
第29節 文化財等の応急対策計画	91
第30節 り災証明の発行計画	91

第3 1 節 社会秩序の維持に関する計画	91
----------------------	----

第4章 災害復旧・復興計画

第1 節 生活確保対策計画	92
第2 節 公共施設復旧計画	92
第3 節 風評被害対策	92
第4 節 文教・文化財等の復旧計画	92
第5 節 災害復旧上必要な金融その他資金調達計画	92
第6 節 住宅復興計画	92
第7 節 農林水産業、中小企業の復興計画	92
第8 節 激甚災害の指定に関する計画	92
第9 節 水道復旧計画	92
第1 0 節 工業用水道復旧計画	93
第1 1 節 災害復興対策計画	93

第1章 総 則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）第42条の規定に基づき、与謝野町の地域の地震災害に係る防災に関し、総合化と計画化を図るため、次の事項を定めその万全を期することを目的とする。

- （1）本町の地域に係る防災に関し、町及び町の区域を所轄する指定地方行政機関、京都府、指定公共機関、その他防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱及び与謝野町において想定される震災被害の想定
- （2）地震及び津波に関する情報の伝達、防災施設の新設、改良及び保安並びに防災知識の普及、訓練その他災害予防計画
- （3）災害応急対策の活動体制、通信情報及び消防、水防等の対策並びに救助、衛生、その他防災施設等の災害応急対策計画
- （4）被災住民の生活確保対策、公共土木施設、農林水産等施設及び住宅、中小企業等の災害復旧計画
- （5）その他必要な事項

第2節 計画の理念

この計画に基づく防災対策は、次のような理念のもとに推進する。

- （1）災害は、単なる自然現象としてではなく、社会的に対応が可能な現象として認識し、長期的視点のもとに災害による人的被害、経済的被害を減災するための備えをより一層充実して、その実践を促進する住民運動を展開し、災害に強い地域づくりに努める。
- （2）災害に対しては、被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方をもとに、防災施設・設備整備（ハード）と情報・教育・訓練（ソフト）の両面から総合防災システムの整備を図り、様々な対策を組み合わせ、災害時の社会経済活動への影響を最小化にとどめるよう努める。
- （3）災害対策は、各関係機関がそれぞれ果たすべき役割を的確に実施し、相互に密接な連携を図るとともに、住民、事業者等と一体となって最善の対策をとるよう努める。

- (4) 防災対策は、災害に対する日常の「構え」が重要であり、各種施策・事業の企画実施に際し防災の観点を取り入れるとともに、平常時から危機管理体制の整備に努める。
- (5) 災害発生時には、まず「自分の生命・財産は自分で守る。」という心構えと行動が基本となることを広く啓発し、住民自身及び自主防災組織等、住民相互間の自主的な防災対策の支援に努める。
- (6) 平成23年に発生した東日本大震災等これまでの災害を踏まえ、広域災害、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）、規模の大きな地震の連続発生等に対応した対策の推進に努める。
- (7) 与謝野町、京都府だけでは対応することが困難な災害については、京都府を通じて、関西広域連合関西防災・減災プランに基づき対応する。

第3節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。

したがって、各機関は、毎年関係のある事項について、毎年町防災会議が指定する期日（緊急を要するものについては、その都度）までに、計画修正案を町防災会議に提出するものとする。

第4節 計画の周知徹底

この計画は、与謝野町防災会議委員の属する機関をはじめ、関係公共機関等において平常時から研究、訓練その他の方法によってその習熟に努めるとともに、当該機関に係る計画については必要に応じ職員又は地域住民に周知徹底するものとする。

第5節 計画の用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- | | |
|-----------|---------------------------|
| (1) 災対法 | 災害対策基本法 |
| (2) 救助法 | 災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号） |
| (3) 府防災計画 | 京都府地域防災計画 |
| (4) 町防災計画 | 与謝野町地域防災計画 |

- | | |
|--------------|--|
| (5) 災害対策本部 | 与謝野町災害対策本部 |
| (6) 要配慮者 | 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、児童、傷病者、外国人など、
特に配慮を要する者 |
| (7) 避難行動要支援者 | 要配慮者のうち、自ら避難することが困難で避難に支援を要する者 |

第6節 計画の運用

この計画に掲げられた事項を円滑に運用するため、各機関においては必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期するものとする。

第7節 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱

防災に関係のある各機関は、概ね次の機関ごとに定める事務又は業務を処理するものとする。

第1 与謝野町

- (1) 町防災会議及び災害対策本部に関する事務
- (2) 地震対策計画の作成
- (3) 地震防災に関する施設、組織の整備
- (4) 交通、情報通信等の都市機能の集積に対する防災対策
- (5) 地震情報の収集と伝達
- (6) 災害による被害の調査報告とその他の情報の収集及び広報
- (7) 防災思想の普及及び防災訓練の実施
- (8) 自主防災組織の育成指導及びNPO・ボランティアによる防災活動の環境の整備その他
住民の自発的な防災活動の促進
- (9) 避難情報の発令、伝達
- (10) 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定
- (11) 災害の防除と拡大の防止
- (12) 救助、防疫等被災者の救助保護及び高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者に対する防災
上必要な措置
- (13) 災害応急対策及び復旧資材等の確保
- (14) 避難所における良好な生活環境の確保

- (15) 被災企業等に対する融資等の対策
- (16) 被災施設の応急対策
- (17) 食料品、飲料水、医薬品等の生活必需品の確保
- (18) 災害時における文教対策
- (19) 災害対策要員等の動員
- (20) 災害時における交通、輸送の確保
- (21) 被災施設の復旧
- (22) 管内関係団体が実施する災害応急対策等の調整
- (23) 被災者の援護を図るための措置
- (24) 前各号の目的を達成するための他の地方公共団体との相互協力及び地方公共団体の相互
 応援に関する協定の締結

第2 京都府

- (1) 京都府防災会議及び京都府災害対策本部に関する事項
- (2) 地震対策計画の作成
- (3) 地震防災に関する施設、組織の整備
- (4) 交通、情報通信等の都市機能の集積に対する防災対策
- (5) 地震情報の収集と伝達
- (6) 災害による被害の調査報告、その他情報の収集及び広報並びに被災者に対する的確な情
 報提供
- (7) 防災思想の普及及び防災訓練の実施
- (8) 自主防災組織の育成指導及びNPO・ボランティアによる防災活動の環境の整備その他
 府民の自発的な防災活動の促進
- (9) 避難指示等の対象地域、判断時期等に係る助言
- (10) 災害の防除と拡大の防止
- (11) 救助、防疫等被災者の救助保護及び高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者に対する防災
 上必要な措置
- (12) 災害応急対策及び復旧資材等の確保
- (13) 水防、その他の応急措置
- (14) 被災企業等に対する融資等の対策

- (15) 被災府営施設の応急対策
- (16) 食料品、飲料水、医薬品等の生活必需品の確保
- (17) 災害時における文教対策
- (18) 災害時における公安の維持
- (19) 災害対策要員等の動員
- (20) 災害時における交通、輸送の確保
- (21) 被災施設の復旧
- (22) 市町村その他の防災機関等の連絡調整、指示、斡旋等
- (23) 前各号の目的を達成するための他の地方公共団体との相互協力及び地方公共団体の相互
応援に関する協定の締結

第3 宮津警察署

- (1) 住民等の避難誘導
- (2) 被災者の救出救助
- (3) 被災地及び周辺地域における交通規制
- (4) 行方不明者の搜索
- (5) 遺体の検視、調査及びその身元確認
- (6) 遺族への対応
- (7) 被災地及び避難所等における警戒活動
- (8) 被災地等における犯罪の予防及び取締り
- (9) 住民等への広報
- (10) その他必要な警察活動

第4 指定地方行政機関

1 近畿管区警察局

- (1) 管区内警察の指導調整に関する事項
- (2) 他管区警察局との連携に関する事項
- (3) 関係機関との協力に関する事項
- (4) 情報の収集及び連絡に関する事項
- (5) 警察通信の運用に関する事項

2 近畿財務局

- (1) 公共土木等被災施設の査定の立会
- (2) 地方公共団体に対する災害融資
- (3) 国有財産の無償貸付等
- (4) 災害時における金融機関の緊急措置の指示

3 近畿厚生局

救援等に係る情報の収集及び提供

4 近畿農政局

- (1) 農地及び農業用施設等に関する災害復旧事業及び災害防止事業の指導並びに助成
- (2) 農業関係被害状況の収集報告
- (3) 農作物、蚕、家畜等の防災管理指導及び病虫害の防除指導
- (4) 被害農林漁業者等に対する災害融資の斡旋指導
- (5) 管理又は建設中の農業用施設の防災管理及び災害復旧
- (6) 土地改良機械の緊急貸付
- (7) 食料品、飼料、種もみ等の安全供給対策
- (8) 災害時における主要食糧の応急供給についての連絡調整

5 近畿中国森林管理局

- (1) 国有保安林、治山施設、地すべり防止等の整備
- (2) 国有林における予防治山施設による災害予防
- (3) 国有林における荒廃地の復旧
- (4) 災害対策用資材の供給

6 近畿経済産業局

- (1) 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達
- (2) 被災中小企業の事業再開に関する相談、支援
- (3) 電力・ガスの供給の確保及び電力・ガス・工業用水道の復旧支援
- (4) 生活必需品、復旧資材等の供給に関する情報の収集及び伝達

7 中部近畿産業保安監督部 近畿支部

- (1) 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保安の確保
- (2) 鉱山における危害の防止、施設の保全及び鉱害の防止についての保安の確保

8 近畿運輸局

- (1) 所管する交通施設及び設備の整備についての指導
- (2) 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達
- (3) 災害時における旅客輸送確保に係る代替輸送・迂回輸送等の実施のための調整
- (4) 災害時における貨物輸送確保に係る貨物運送事業者及び倉庫事業者に対する協力要請
- (5) 特に必要があると認める場合の輸送命令
- (6) 災害時における交通機関利用者への情報の提供

9 近畿地方整備局

- (1) 国土交通省管理の公共土木施設の整備と防災管理に関する事項
- (2) 応急復旧資機材の整備及び備蓄に関する事項
- (3) 国土交通省管理の公共土木施設の応急点検体制の整備に関する事項
- (4) 指定河川の洪水予報、水防警報の発表及び伝達に関する事項
- (5) 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保に関する事項
- (6) 国土交通省管理の公共土木施設の二次災害の防止に関する事項
- (7) 港湾及び海岸（港湾区域内）における災害対策の技術指導
- (8) 国土交通省管理の公共土木施設の復旧に関する事項
- (9) 港湾、海岸保全施設等の応急復旧工法の指導
- (10) 災害時の海上の流出油に対する防除措置
- (11) 災害時における技術者、防災ヘリコプター、各災害対策車両等による支援に関する事項

10 大阪航空局大阪空港事務所

- (1) 空港（航空通信、無線施設を含む。）及び航空機の保安
- (2) 遭難航空機の捜索及び救助

11 大阪管区气象台（京都地方气象台）

- （1）気象、地象及び水象の観測並びにその成果の収集、発表
- （2）気象、地象及び水象の予報（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）
並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説
- （3）気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備
- （4）地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言
- （5）防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発

12 第八管区海上保安本部

- （1）海難救助、海上警備及び海上の安全確保
- （2）航路標識等の保全
- （3）災害時における船舶・航空機による傷病者、医師、避難者等又は救援物資等緊急輸送

13 近畿総合通信局

- （1）電波及び有線電気通信の監理
- （2）非常時における重要通信の確保
- （3）非常通信協議会の育成指導
- （4）非常通信訓練の計画及びその実施訓練
- （5）防災及び災害対策に係る無線局の開設等、整備の指導
- （6）災害対策用移動通信機器等の貸し出し
- （7）情報伝達手段の多様化・多重化の促進

14 京都労働局

- （1）産業災害予防対策
- （2）業務上災害及び通勤途上災害による被災労働者等に対する労働者災害補償保険法（昭和22年4月7日法律第50号）に基づく迅速な給付の実施
- （3）災害応急対策に必要な労働力の確保

15 近畿地方環境事務所

- (1) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集及び災害査定に関すること
- (2) 特に必要があると認める場合の有害物質等の発生状況等の情報収集及び関係機関との連絡・調整

第5 自衛隊（陸上自衛隊第7普通科連隊、陸上自衛隊第4施設団、海上自衛隊舞鶴地方総監部）

災害の予防及び災害応急対策の支援

第6 指定公共機関

1 西日本電信電話株式会社（京都支店）、KDDI株式会社（関西総支社）、株式会社NTTドコモ関西支社、ソフトバンク株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

- (1) 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築
- (2) 電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の向上を図る。
- (3) 災害時に重要通信を疎通させるための通信手段の確保
- (4) 災害を受けた通信設備の早期復旧
- (5) 災害復旧及び被災地における情報流通について、住民、国、地方公共団体、ライフライン事業者及び報道機関等との連携

2 日本赤十字社（京都府支部）

- (1) 災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の救護
- (2) 災害時における被災者の救護保護
- (3) 災害救助等の防災ボランティアの連絡調整
- (4) 義援金の募集及び義援品の募集・配分

3 日本放送協会（京都放送局）

- (1) 住民に対する防災知識の普及と予警報の周知徹底
- (2) 住民に対する災害応急対策等の周知徹底

- (3) 社会事業団等による義援金品等の募集・配分

4 関西電力送配電株式会社

- (1) 電力供給施設等の整備と防災管理
- (2) 災害時における電力供給
- (3) 被災施設の応急対策及び復旧

5 日本銀行（京都支店）

災害時における現地金融機関の緊急措置についての指導

6 日本通運株式会社（京都支店）、福山通運株式会社（綾部営業所）、佐川急便株式会社（峰山営業所）、ヤマト運輸株式会社（与謝センター）、西濃運輸株式会社（舞鶴営業所）

災害時における貨物自動車による救助物資の輸送及び避難の協力

7 日本郵便株式会社（京都中央郵便局）

- (1) 災害時における郵便物の送達の確保
- (2) 被災地あて救助用郵便物の料金免除
- (3) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
- (4) 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- (5) 郵便局の窓口業務の維持

第7 指定地方公共機関

1 株式会社京都放送

- (1) 住民に対する防災知識の普及と予警報等の周知徹底
- (2) 住民に対する災害応急対策等の周知徹底
- (3) 社会事業団等による義援金品等の募集・配分

2 一般社団法人京都府医師会

災害時における医療救護の実施

3 北近畿タンゴ鉄道株式会社・WILLER・TRAINS 株式会社（京都丹後鉄道）

- （1）鉄道施設等の保全
- （2）災害時における救助物資及び避難者の輸送
- （3）通信施設の確保と通信連絡の協力

4 株式会社エフエム京都

- （1）住民に対する防災知識の普及と予警報等の周知徹底
- （2）住民に対する災害応急対策等の周知徹底
- （3）社会事業団等による義援金品等の募集・配分

5 一般社団法人京都府バス協会

協会所属各社との連絡調整

6 一般社団法人京都府トラック協会

協会所属各社との連絡調整

7 一般社団法人京都府LPGガス協会

- （1）液化石油ガスによる災害の防止及び保安の確保
- （2）災害時における液化石油ガスの供給確保
- （3）協会所属の液化石油ガス取扱機関との連絡調整

8 京都府道路公社

- （1）高速道路の保全
- （2）高速道路の応急対策及び災害復旧

第8 宮津与謝消防組合

- （1）防災に関する施設、組織の整備及び訓練
- （2）災害による被害調査報告、情報の収集及び広報
- （3）災害の防除及び拡大の防止
- （4）被災者の救助及び保護

第9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

1 京都農業協同組合

- (1) 家畜、農作物等の被害対策と被災農家の指導
- (2) 農業用資材、農薬、肥料等の復旧必要資材の確保、斡旋及び配布
- (3) 防除の実施と指導
- (4) 避難世帯の生活必要物資の確保、斡旋及び配布

2 宮津地方森林組合

- (1) 共同利用施設の災害応急対策指導
- (2) 復旧資材等の確保又は斡旋
- (3) 被災組合員に対する復旧指導

3 商工会等

- (1) 副食物販売業者、生活必需品販売業者等の調査名簿作成及び物資調達協力
- (2) 副食物、生活必需品の購入に対する協力

4 区（自治会）

- (1) 地域内の住民に対する各種情報の伝達と災害情報等の通報
- (2) 地域内に発生した事項についての応急措置
- (3) 各種機関に対する協力

5 与謝野町社会福祉協議会

- (1) 災害時のボランティアの受入事務
- (2) 災害時におけるボランティア活動の調整・支援

6 液化石油ガス取扱機関

- (1) 液化石油ガスの防災管理
- (2) 災害時における液化石油ガスの供給

7 自動車運送機関（丹後海陸交通株式会社）

- （1）安全輸送の確保
- （2）災害時における救助物資及び避難者等の輸送の協力

8 報道機関

- （1）住民に対する防災知識の普及と予警報等の周知徹底
- （2）住民に対する災害応急対策等の周知徹底
- （3）社会事業団等による義援金品等の募集・配分

9 病院等経営者

- （1）避難所の整備と避難の訓練
- （2）災害時における医療の確保及び負傷者の医療、助産、救護

10 金融機関

被災事業者等に対する資金の融資、その他の緊急措置

11 学校法人

- （1）避難所の整備と避難の訓練
- （2）災害時における応急教育対策
- （3）被災施設の復旧

第8節 地震被害の想定

第1 地形、地質及び地盤

本町の地形は全体として丹後山地に属し、中央部は野田川に沿った盆地状の低地で、周辺部に山地が連なっている。標高は南端部の大江山で標高 832mと最も高く、この他南部には赤石ヶ岳（736m）、江笠山（728m）などの 600m～700m前後の山地が連なり、全体として北東部に向かって順次高度が低下する。これらの山地に囲まれて標高 0m～30m前後の谷底平野や海岸平野が南北に細長く分布する。

本町の地形は全体として山地・丘陵地が多く平野が少ない。本町の中央部には野田川が流れ、南部に端を発して北流し日本海に注いでいる。わずかに野田川などの河川沿いの平野や、日本海の海岸沿いの小規模な海岸平野などがある。また、阿蘇海に面した土地は、海岸平野や浜などの海岸地形が一部にみられる。

京都府地形分類図によれば、本町は、山地、丘陵地、低地により構成される。山地では全体として小起伏山地が卓越し、南部及び北端部にやや起伏の大きな中起伏山地が分布する。山地の一部にはやや起伏の大きな丘陵地が点在する。山麓部には扇状地性低地が、海岸沿い及び河川沿いには三角州性低地が分布する。

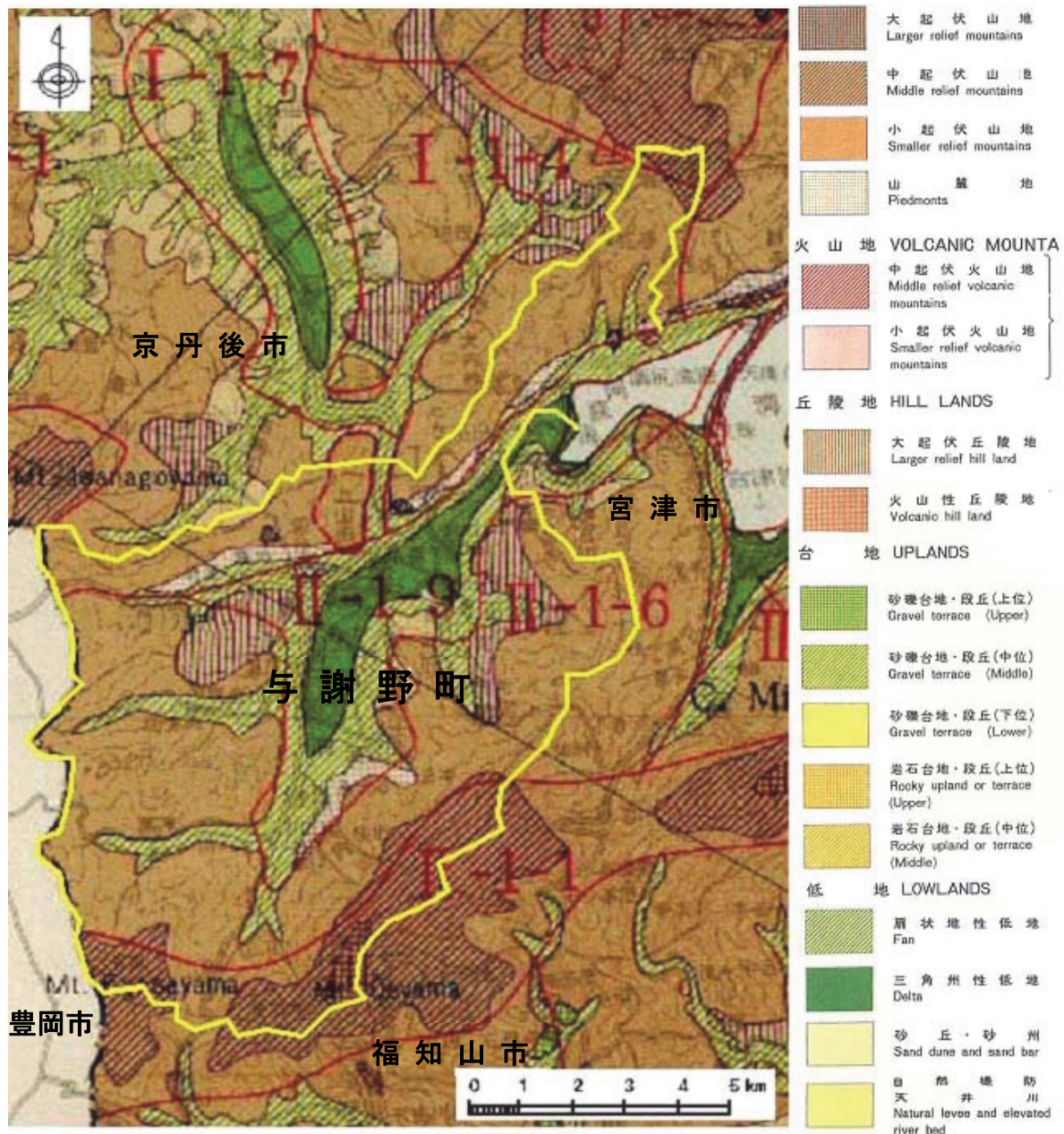


図 地形分類図

資料) 土地分類図(京都府)昭和 51 年、国土交通省

地質は、全体としては花崗岩類が分布する。基盤岩である花崗岩とこれを被う沖積層により構成される。

花崗岩類は宮津花崗岩と呼ばれ、中生代後期に形成された。これらは全体に広く分布し、固結した強固な岩盤を形成する。

南端部の山地には、深成岩の蛇紋岩が大江山塊を形成し、夜久野複合岩類に属している。

花崗岩などの表層部では、風化作用が進み、花崗岩は軟岩となり強風化部ではマサ土となっている。

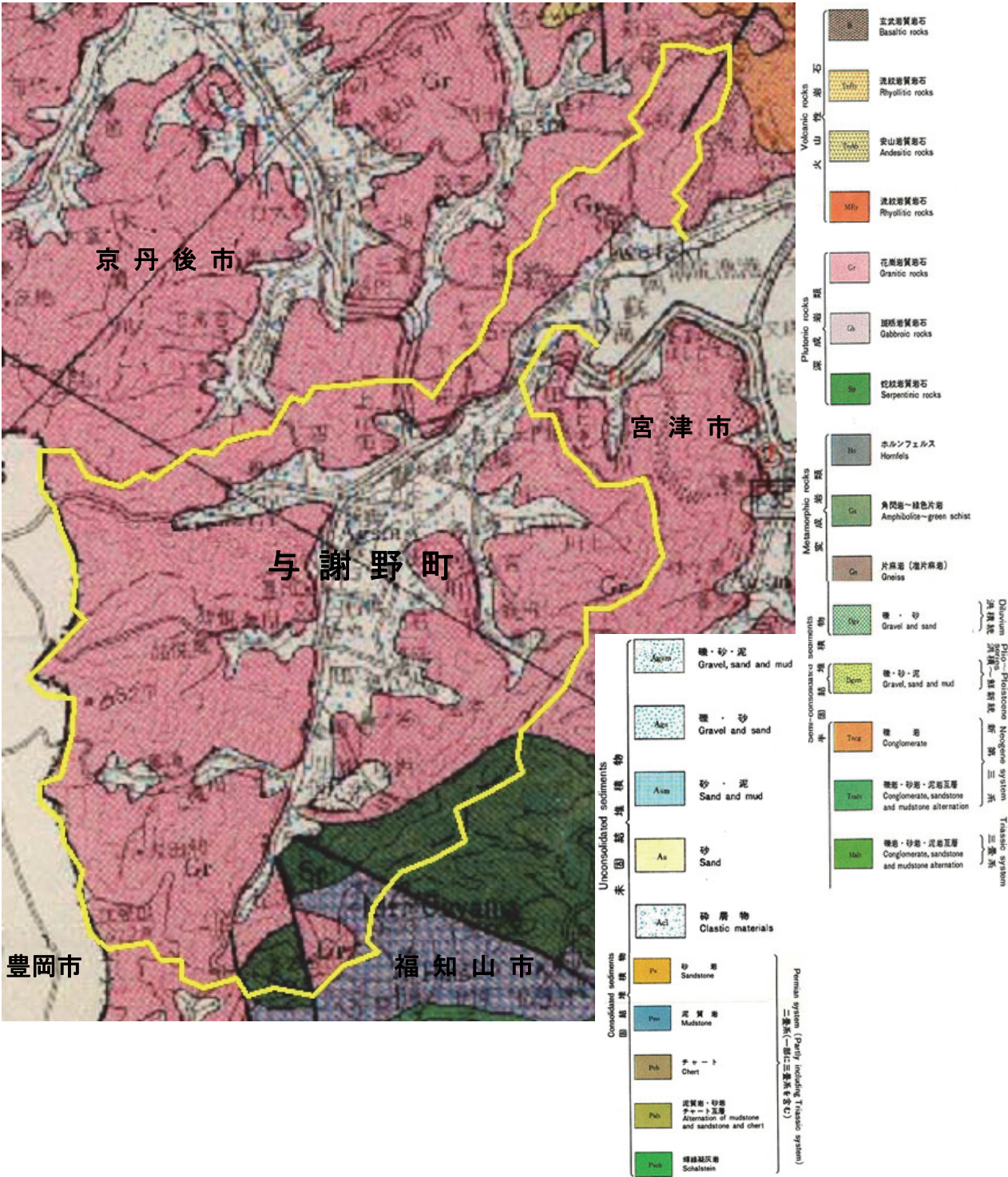


図 表層地質図

資料) 土地分類図(京都府)昭和 51 年、国土交通省

第2 与謝野町における地震災害の履歴

1 北丹後地震による被害

1927年（昭和2年）3月7日6時27分頃、丹後半島を震源とするマグニチュード7.3の地震が発生し、京都府全体で、死者2,898人、負傷者7,595人、住家全壊・全焼6,918戸、非住家全壊・全焼9,106戸の被害となった。本町での人的被害は、死亡（行方不明を含む。）が561人、重傷者394人、軽傷者589人であった。このうち、山田断層帯に沿う野田川地域での被害が甚大で、死者（行方不明者含む。）は438人に上った。

表 北丹後地震による旧3町の被害

地域名	焼失	全壊	半壊	死亡 (行方不明含む。)	重傷	軽傷
加悦地域	34	772	894	25人	20人	37人
岩滝地域	43	603	390	98	85	76
野田川地域	多数	多数	多数	438	289	476
合計	(77)	(1,375)	(1,284)	561	394	589

2 その他既往の地震災害に特に関連する主な災害（雪害）

本町は、全域が豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年4月5日法律第73号）第2条の規定による豪雪地帯の指定（総理府告示第43号）を受けており、大雪により昔から雪害に悩まされてきた。

昭和50年以降の与謝野町での主な雪害の概要を以下に示す。

表 雪害の履歴

年月日	災害の種類	被害概要	岩滝地域	加悦地域	野田川地域
S50年1月14日	雪害	被災者7名	半壊1棟		
S50年1～2月	雪害・水害	土木施設被害他		公共土木施設153箇所他	
S56年1月	雪害	文教施設、道路等被害		文教施設3、道路10箇所他	
S59年2月	雪害	家屋被害26棟他		土木施設4、家屋26箇所他	
H17年12月	豪雪	災害名称「平成18年豪雪」家屋被害	床下浸水1戸他	一部損壊4戸他、ビニールハウス12棟	全壊1戸、半壊2戸、一部損壊23戸他
H23年1月	雪害	住家、非住家被害	住家一部損壊1、非住家（物置）全壊1	住家一部損壊3、物置全壊3、物置半壊2	住家半壊1、非住家（空き家）全壊1、（工場）一部損壊1

資料）旧各町地域防災計画、「台風23号災害と水害環境」（海青社）、与謝野町資料 他

第3 地震による被害想定

「京都府地震被害想定調査」(平成20年)によれば、本町付近の想定震源としては、下図に示す山田断層地震(マグニチュード7.4)、郷村断層地震(マグニチュード7.4)があげられている。

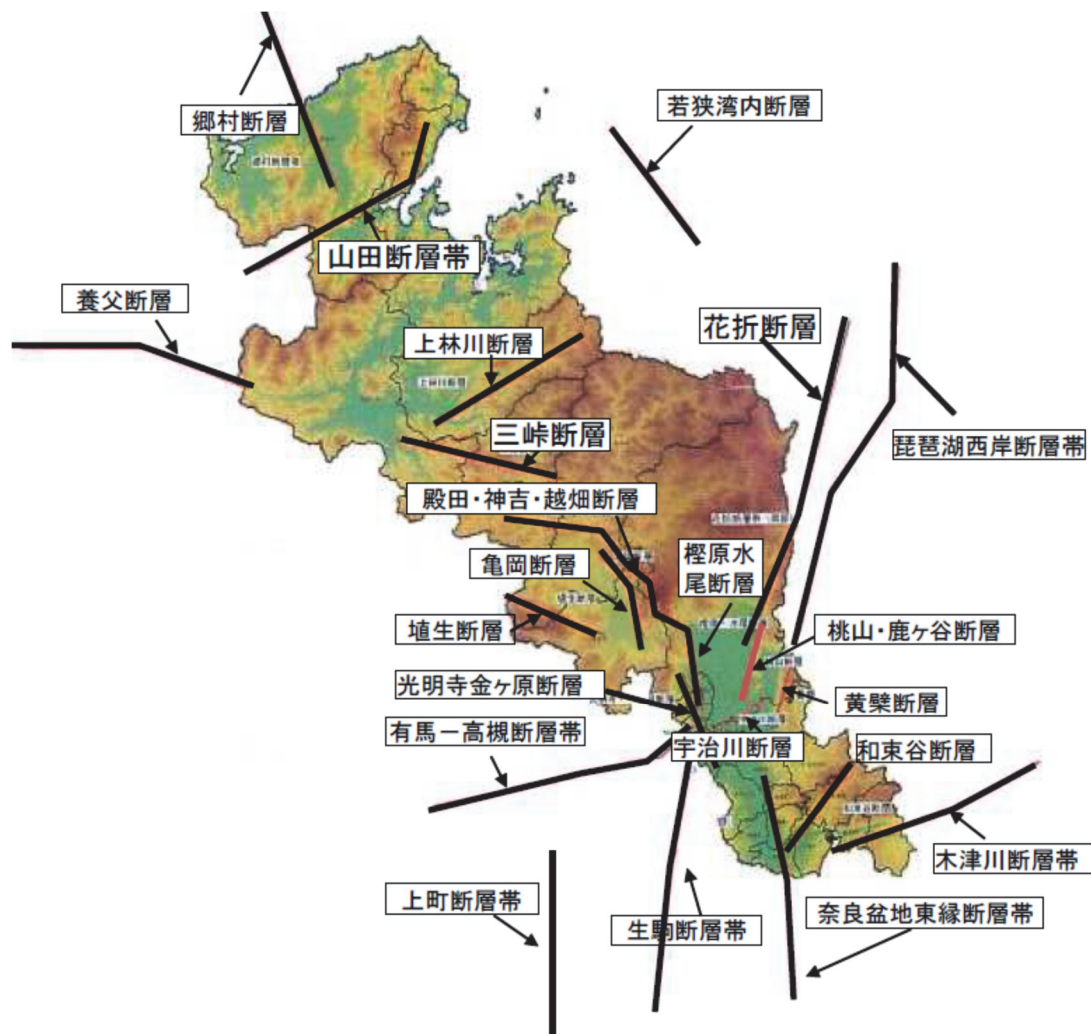


図 想定震源断層モデルの位置



図 山田断層帯・郷村断層帯位置図

表 気象庁震度階級関連解説表（一部略記）

	震度 5 強	震度 6 弱	震度 6 強	震度 7
屋内の状況	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。
屋外の状況	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が増える。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに増える。補強されているブロック塀も破損するものがある。
木造建物	耐震性が低い建物は、壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	耐震性が低い建物は、壁などのひび割れ・亀裂が増える。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。	耐震性が低い建物は、壁などに大きなひび割れ・亀裂が増える。傾くものや、倒れるものが増える。	耐震性が低い建物は、傾くものや、倒れるものがさらに増える。
RC造建物	耐震性の低い建物は、壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	耐震性の低い建物は、壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が増える。	耐震性の低い建物は、壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。	耐震性の低い建物は、壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が増える。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが増える。
地盤・斜面	亀裂や液状化が生じることがある。 斜面等では、落石やがけ崩れが発生することがある。	地割れが生じることがある。斜面等では、がけ崩れや地すべりが発生することがある。	大きな地割れが生じることがある。 斜面等では、がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある	
ライフライン	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度 5 弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある。 震度 5 弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある。 震度 6 強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。 地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起ることがある。そのための対策として、震度 6 弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。			

注）RC造：鉄筋コンクリート造

1 積雪の地震被害に対する影響

本町は冬期の積雪が著しい地域に含まれる。積雪期に地震が発生すると、通常の雪害よりも大きな被害を与える可能性が高いと考えられる。

以下に、被害を拡大する要因を整理した。

被害拡大要因	対策阻害要因	対策増加要因
●家屋被害の拡大 屋根上の積雪加重により、倒壊家屋の多発が予想される。また、1階部分が周囲の積雪により支持され安定していることから、2階部分の被害の多発が予想される。これらの家屋は、融雪とともに全壊へ進むものと予想される。 ●火災の発生 家屋倒壊の増大と暖房器具の使用により、火災発生件数が増大することが予想される。また、各建物は大量の石油類を暖房用に備蓄しているため、これらが延焼の促進剤となり、消防活動の困難とあいまって火災の拡大をもたらすものと予想される。 ●雪崩の発生 地震動により雪崩が同時多発することが予想される。特に、降雪が多く積雪が不安定の場合は、表層雪崩の発生も懸念される。 ●人的被害の多発 家屋倒壊、雪崩、火災による人的被害が増大するおそれがある。また、屋根雪の落下や雪壁の崩落等のため、道路通行中の歩行者、自動車に被害が及ぶおそれがある。	●情報活動の阻害 道路や通信施設の寸断、復旧の遅延等により、孤立集落の多発が予想され、また、積雪により被害状況の把握が困難となることが予想される。 ●消防活動の阻害 消防車の通行障害や消防水利の使用障害等により、消防活動は著しく困難になることが予想される。 ●救出活動の阻害 倒壊家屋の屋根の雪で、下敷となった者の発見・救出が困難になると予想される。 ●重要施設応急復旧活動の阻害 復旧は除雪しないと被害箇所には到達できないとか、地下埋設管を掘り出せないなど、無雪時にはない困難な作業が増えるため短時間の復旧は極めて困難となることが予想される。	●被災者、避難者の生活確保 被災者、避難者の収容施設に対する暖房が必要となり、暖房器具、燃料、毛布、被服等を迅速に確保する必要性が生じる。また、応急仮設住宅は、積雪のため早期着工が困難となり、避難生活が長期化することが予想されることから、被災者、避難者の生活確保のための対策も長期化することが予想される。 ●除雪 地震後も降雪が続いた場合、全ての応急対策は、毎日除雪作業から始まることとなり、多大な労力を費やすこととなることから、多数の除雪作業員の確保が必要となる。

2 地震被害想定地域別災害特性

地 域	地震（京都府地震被害想定調査：西山断層系地震より）
加 悦 地 域	野田川沿いなどの谷底平野で推定、5強などの震度が予想され、軟弱な地盤の箇所などでは地震被害が発生する可能性がある。
岩 滝 地 域	野田川沿いの谷底平野や海岸平野などで推定、6弱などの震度が予想され、地震被害が発生する可能性がある。
野田川地域	野田川沿いなどの谷底平野で推定、5強などの震度が予想され、軟弱な地盤の箇所などでは地震被害が発生する可能性がある。

第4 津波の予測

平成26年8月に公表された「日本海における大規模地震に関する調査検討会」（事務局：国土交通省他）の報告によると、京都府沿岸で最大7.2mの津波高が想定されており、京都府ではこの報告を踏まえ、より詳細な津波高及び浸水想定の設定を行うこととされている。

なお、京都府の津波浸水想定による本町の最高津波水位等は、次表のとおりである。

表 町沿岸及び主要地域における最高津波水位等

区 分	地 点	最高津波水位 (T. P.)	最高津波 到達時間	断 層
与謝野町	浜野区野田地域 (平地)	0.6m	257 分	若狭湾内断層
	野田川河口	0.6m	261 分	

第2章 災害予防計画

第1節 地震及び津波に関する情報の伝達計画

(防災安全課、関係各課、宮津与謝消防組合、消防団)

第1 計画の方針

気象業務法等によって定められたところにより、気象庁は地震等を観測することによって「地震及び津波に関する情報」を発表し、関係機関はこの情報を住民及び船舶に通報又は周知徹底する。

第2 地震及び津波に関する情報

地震及び津波に関する資料や状況を速報するための「地震及び津波に関する情報」は、気象庁地震火山部及び大阪管区気象台から発表される。

1 地震及び津波に関する情報の種類

地震情報・津波情報の種類と内容は次のとおりである。

表 地震情報の種類と内容

地震情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。※本町の地域名は「京都北部」
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない。)	「津波の心配ない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報・注意報発表又は若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村ごとの観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。

地震情報の種類	発表基準	内 容
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。

表 津波情報の種類と内容

情報の種類		情報の内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区（京都府の津波予報区は「京都府」）の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類の表に記載）発表。 ※この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点（京都府内の地点は「舞鶴」）の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表

2 伝達される情報

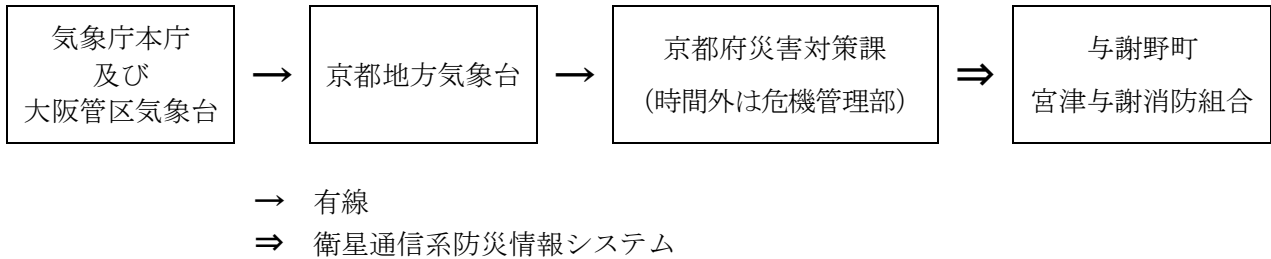
（1）地震及び津波に関する情報は、気象庁地震火山部及び大阪管区気象台から発表される情報に頭書きを付加して伝達される。

ただし、「遠地地震に関する情報」及びその他の情報は「そのまま」伝達される。

また、「各地の震度に関する情報」については、京都府及び近隣府県で震度1以上を観測した地点が伝達される。

- (2) 地震及び津波に関する情報の伝達手段並びに伝達経路は、「気象予報警報の伝達系統」に準じて行われる。

地震情報及び津波警報の連絡系統は、次のとおりである。



3 情報の伝達基準

京都地方気象台からの地震及び津波に関する情報の伝達基準は、概ね次による。

- (1) 津波に関する情報は、「京都府」に大津波警報、津波警報、津波注意報が発表されたとき。
- (2) 震源に関する情報は、近畿2府7県（福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県）とその沿岸海域を震央とする地震で、震度3以上を観測した地震について、津波のおそれがないと判断できたとき。
- (3) 震源・震度に関する情報は、次のいずれかの地震を観測したとき。
- ア 京都府内で震度3以上
 - イ 近隣府県（大阪府、兵庫県、滋賀県、奈良県、三重県、福井県、和歌山県、徳島県）で震度5弱以上
 - ウ その他の府県で震度6弱以上
- (4) 各地の震度に関する情報
- 京都府内で震度1以上の地震を観測したとき。
- (5) 遠地地震の震源・震度に関する情報
- 外国で顕著な地震が発生したとき。
- (6) その他の情報
- その他上記以外に防災上有効と認められるとき。

第3 津波予報等

1 津波予報

津波予報は、地震が海底のごく浅いところで発生し、津波の起こるおそれがある場合及び津波の発生について外国からの通報があった場合に、津波の来襲する地域とその高さを予測して行う注意報及び警報であって、気象庁地震火山部及び大阪管区气象台から発表される。

2 津波の予報区

京都府は、全域が1つの予報区であり、予報区名称は「京都府」である。

3 津波予報の種類と内容

津波予報は、「津波警報」及び「津波注意報」の2種類とし、予想される津波の高さにより「津波警報」は「大津波」及び「津波」に区分され、津波注意報には「津波注意」がある。

4 津波予報等の伝達

(1) 津波予報は、気象庁地震火山部及び大阪管区气象台から発表される電文に頭書きを付加して伝達する。

伝達の際、電文に「京都府」以外の沿岸の津波予報が含まれることがある。

(2) 津波予報の種類とその解説及び発表される津波の高さは、次の表に示す。

(3) 津波予報の伝達手段及び伝達経路は、「気象予報警報の伝達系統」に準じて行う。

表 発表基準・解説・発表される津波の高さ

種 類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の 場合の発表	
大津波警報 (特別警報)	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m<予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。

注1)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点に津波がなかったとした場合との潮位の差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

表 津波予報の発表基準と発表内容

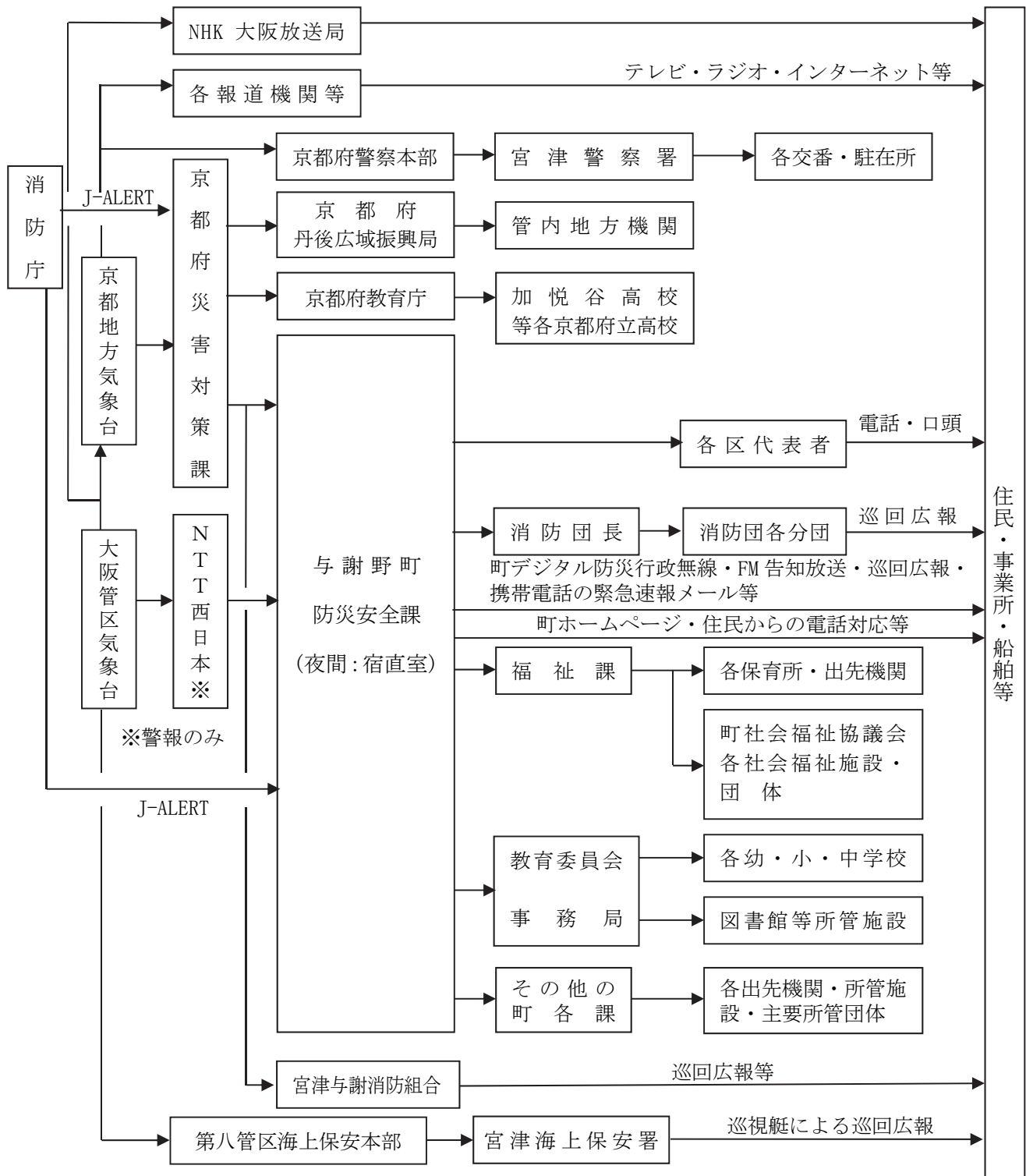
※地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表

種 類	発表基準	内 容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき。 (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため、被害の心配はなく、特段の防災対応が必要ない旨発表
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき。 (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っ ての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

第4 伝達系統及び伝達方法

- 1 情報及び注意報等は、京都府災害対策課及び西日本電信電話株式会社（大津波警報・津波警報のみ）を通じて、町防災安全課に通知される。
- 2 防災安全課は、予報警報等を受理したときは、直ちに伝達系統により伝達先へ通報する。
- 3 時間外において通報を受理した場合は、防災安全課長に連絡するとともに、伝達系統により町内伝達先へ通報する。
- 4 有線通信途絶時における伝達については、町デジタル防災行政無線、広報車等を活用する等、最も迅速な方法により町内伝達先へ通報する。

図 地震及び津波に関する情報並びに津波警報、津波注意報の伝達系統



第5 東海地震関連情報

1 東海地震関連情報の種類及び発表内容

東海地域において気象庁が常時監視している観測データに異常が認められた場合、東海地震強化地域（東京都、神奈川、長野県、山梨県、静岡県、三重県、愛知県、岐阜県の計8都県157市町村、平成24年4月1日現在）に係る大規模地震発生の可能性の有無を中心として、次表のような「東海地震関連情報」が発表される。

なお、気象庁は、南海トラフ全域で地震発生の可能性を評価した結果を知らせる「南海トラフ地震に関連する情報」の運用開始（平成29年11月1日）に伴い、現在、東海地震のみに着目した「東海地震に関連する情報」の発表は行っていない。

表 東海地震関連情報の内容

種 類	内 容 等
東海地震予知情報 (カラーレベル赤)	東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合に発表される情報
東海地震注意情報 (カラーレベル黄)	観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される情報
東海地震に関連する 調査情報 (カラーレベル青)	東海地震に関連する現象について調査が行われた場合に発表される情報 ○臨時：観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況を発表 ○定例：毎月の定例の判定会で評価した調査結果を発表

2 伝達系統及び伝達方法

本節第4に準じて行う。

第6 異常現象発見時における措置

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、次の方法により関係機関に通報するものとする。

1 通報すべき異常現象

異常な現象とは、概ね次のようなものをいう。

- (1) 異常水位、潮位
- (2) 異常波浪
- (3) 激しい降雨、降雪又は降ひょう
- (4) 雪崩
- (5) 地すべり
- (6) 火 災

2 発見者の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、次の最も近いところに通報する。

- (1) 役 場
- (2) 警 察（110 番通報又は最寄りの警察署等）
- (3) 第八管区海上保安本部（舞鶴海上保安部・宮津海上保安署）
- (4) 宮津与謝消防組合
- (5) 消防団員

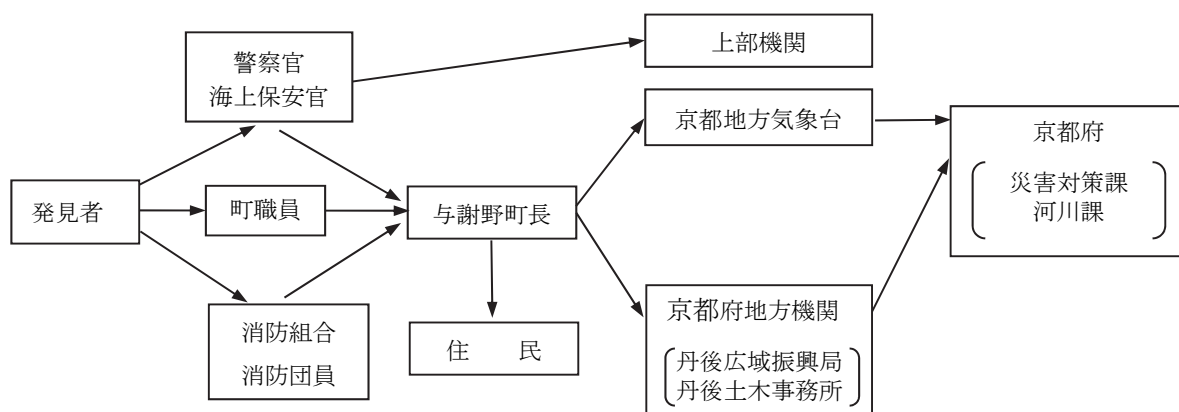
3 町長への通報

異常現象を発見した場合あるいは住民から通報を受けた町職員、警察官、海上保安官・消防組合又は消防団員は、直ちに町長（防災安全課）に通報する。

4 町長の関係機関への通報

町は、前項の通報を受けたときは、直ちに情報を確認し、必要な応急措置を行うとともに次の通報系統により通報する。

図 異常現象発生時の通報系統



5 住民に対する周知徹底

異常現象発見時における通報先については、平常時から町広報等により住民に周知徹底しておく。

第7 近地地震、津波に対する自衛処置

1 地震、津波についての教育

本編 第2章第4節「防災知識普及計画」による。

2 震度4以上を感じた場合の海面状況の監視組織

海岸部を管内とする防災安全課及び建設課は、所管する協力団体及び関係機関と連携・協力し、海面状態の監視体制を確保する。

3 情報聴取の責任

震度4以上を感じた場合の海面状態の監視により得られた情報のとりまとめは、防災安全課が行う。

4 住民に対する周知徹底

気象予報警報の伝達系統及び伝達方法に準じて行い、住民に対する周知徹底を図る。また、平常時から避難所や避難路を周知するとともに、各避難所及び避難場所の海拔高をプレート等で示すように努める。

第2節 情報連絡通信網の整備計画

(防災安全課、企画財政課)

第1 基本方針

地震災害時には、緊急通信、被害報告等が困難になる場合が予測されるため、災害対策本部においてあらゆる状況を把握し、防災上必要な通信による連絡手段を確立するとともに、各種通信メディア等の活用による情報伝達手段の多重化を図るものとする。

また、初動体制の確立のため、各種防災情報ネットワークシステムを整備し、それぞれのシステムで互いを補完することによる情報伝達の信頼性の向上及び安全性の確保を図るとともに、各種情報の的確な把握を行う。

なお、非常用電源設備を整備するとともに、その保守点検の実施、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に耐震性のある堅固な場所への設置等を図る。

第2 通信施設の現況

利用可能な通信施設等は、次のとおりである。

- (1) 町デジタル防災行政無線
- (2) FM告知端末機
- (3) 京都府衛星通信系防災情報システム
- (4) 消防無線
- (5) 電気通信事業者の災害時優先電話
- (6) 携帯電話の緊急速報メール・事前登録によるメール

第3 情報連絡手段の整備・拡充

1 町デジタル防災行政無線等

住民等に対する災害情報の周知徹底を図ることは、災害を未然に防ぐ上からも、また、災害を最小限にするためにも必要なことである。

このため、町は、デジタル防災行政無線設備の整備により、災害対策本部を設置する町役場と各庁舎、各地域に設置される受信設備とを結び、同時に同一内容の通報ができる同報通信方式の無線網の整備を確立した。

また、あわせて町有線テレビの光ケーブルを活用したFM告知端末機の配備も推進し、町

デジタル防災行政無線と J－A L E R T（全国瞬時警報システム）、FM告知端末機の連動により、正確な情報を迅速に伝達できる体制を確立した。

さらに、災害対策本部が現地の被害状況を把握するため、町役場と被害現場の間及び自動車等移動体相互間を結ぶ移動系の無線システムの整備も確立した。

これらの設備を利用し、情報連絡手段の円滑で適切な運用を図るため、幹部職員、防災基幹職員等への緊急情報連絡・動員体制の確立を進める。

2 情報連絡手段の多重化・多様化

災害時には、電話のふくそう、通信施設の被害が発生し、緊急通信、情報の受発信が困難になる場合も想定されるため、次のような方策により、多様な情報連絡手段の確保に努める。

- (1) 町内 L A N 施設の非常時活用システムの整備、施設の停電・耐災害対策の強化
- (2) 京都府の震度情報ネットワークシステム、早期情報収集システムに対応した情報ネットワークの整備
- (3) 地域情報化推進基盤整備施設等（町有線テレビ整備、高速インターネット接続、I P 電話など）の活用
- (4) 緊急地震速報伝達システムの整備
- (5) 関係機関等（丹後土木事務所や京都府立高校及び京都府の出先機関、郵便局等の公共機関・団体運輸関係業者など）との連携強化
- (6) 情報ボランティア（アマチュア無線協議会）との連携
- (7) 住民向け非常時協カールールの周知徹底

このほか、効果的・効率的な防災対策を行うため、A I、I O T、クラウドコンピューティング技術、S N S の活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要があることから、デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るよう努める。

第4 迅速な住民の安否確認と支援情報等の提供の体制整備

1 住民の安否確認・情報提供の体制整備、システム構築

災害発生後、町外へ避難した者を含め、住民の安否確認情報の収集伝達や住民への支援・サービス情報を容易かつ確実に伝達できる体制の整備及びシステムの構築を検討する。

2 全国避難者情報システム（総務省）の活用

町外へ避難した者については、「全国避難者情報システム（総務省）」により提供される所在地情報等により、所在地を把握する。

（避難者自身が避難先市町村に所在地情報を提供する。）

第3節 自主防災組織整備計画

（防災安全課、商工振興課、福祉課、保健課、学校教育課）

一般計画編 第2章第19節「自主防災組織整備計画」を準用する。

第4節 防災知識普及計画

（防災安全課、社会教育課、学校教育課）

一般計画編 第2章第17節「防災知識普及計画」を準用する。

第5節 防災訓練・調査計画

（防災安全課）

一般計画編 第2章第18節「防災訓練・調査計画」を準用する。

第6節 避難に関する計画

（防災安全課、関係各課）

一般計画編 第2章第31節「避難に関する計画」を準用する。

第7節 建造物・公共施設等安全確保計画

(建設課)

第1 総 則

地震による災害から住民の生命、身体及び財産を保護するため、京都府が行う地震防災対策特別措置法第2条の規定に基づく地震防災緊急事業五箇年計画の策定及び公共施設等耐震化事業の活用により、予想される地震動、液状化危険度などを考慮した公共施設等の耐震化、防災基盤の整備等を促進し、災害に強い安全なまちづくりを推進する。

また、災害時の拠点となる庁舎や避難所等については、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるとともに、老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位を付けて計画的に安全確保対策を推進する。

第2 建造物の震災対策計画

1 計画の方針

建築物の震災対策としては、新築時において、現行耐震基準の確保を基本として、防災拠点となる公共建築物等の耐震性を高めるとともに、旅館、社会福祉施設等多数の者が利用する建築物については、より安全性をもった設計、適切な工事監理と適正な施工を徹底する。

また、現行耐震基準に適合しない既存建築物（以下「既存不適格建築物」という。）の用途、構造、使用状況等に応じて、的確に耐震診断・耐震改修の促進を図ることが重要であり、「与謝野町建築物耐震改修促進計画（平成30年3月改定）」に基づき、進行管理を行う。

なお、地盤の液状化の危険度が高い地域においては、建築物に十分な耐力を持たせるほか、地盤の改良や基礎ぐいの使用等、構造上可能な措置の実施に努めるものとする。

2 対象建築物と具体的対策

建造物の防災対策については、一般計画編第2章第9節「建造物防災計画」によるほか、次の対策に努める。

なお、住宅については、地震時に住民の命を守ることを最優先とし、耐震改修のほか家具の転倒防止や感震ブレーカーの設置等地震に対する安全性を向上する取り組みについて、京都府や関係団体等と連携し、普及・啓発するとともに支援を行い、住宅の減災化を推進する。

(1) 重点的に耐震性能の向上を図るべき区域の把握等

町は、次のような区域について、京都府と連携して現状等を把握し、重点的に耐震性能の向上を図るとともに、必要な措置を講じるよう啓発に努める。

ア 老朽木造住宅が密集するなど、地震時の建築物の倒壊による避難路の遮断や、集団火災の発生等が予想される区域

イ 町地域防災計画において特に重点的に耐震性能の向上を図ることを位置づけるべき区域

ウ 京都府緊急輸送道路ネットワーク計画書における防災拠点及び拠点間を結ぶ緊急輸送道路と拠点へのアクセス道路の沿道区域

エ 活断層等の周辺等、地盤の状況が悪いと考えられる区域

(2) 共同建替え等の促進

建築物単体の耐震改修の促進と並行して、特に緊急に改善すべき密集住宅市街地については、地域住民に対し、区画整理、共同建替え制度等の各種整備事業を普及していく。

(3) 地震被災建築物応急危険度判定制度の整備

ア 地震被災建築物応急危険度判定の必要性

地震により被災した建築物の本震後の地震活動等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、被災建築物の応急危険度判定の迅速かつ的確な実施が極めて重要である。

このため、応急危険度判定技術を有する人材の受入体制の整備するとともに、地震発生後直ちに判定活動を実施できる体制等について、京都府、市町村及び建築関係団体により設置した京都府地震被災建築物応急危険度判定協議会で決定して整備する。

イ 応急危険度判定制度の整備

(ア) 京都府による地震被災建築物応急危険度判定士（以下「判定士」という。）の養成

- a 建築士等を対象に応急危険度判定技術講習を実施する。
- b 講習受講者からの申し出により、判定士として京都府に登録する。
- c 他府県から転居した判定士も、簡単な手続きで京都府に登録する。

(イ) 応急危険度判定体制の確立

- a 京都府地震被災建築物応急危険度判定協議会において、実施体制及び判定士の連絡システム等の整備を行う。
- b 全国被災建築物応急危険度判定協議会及び近畿被災建築物応急危険度判定協議会により、判定制度及び相互応援体制等について検討を行い、応急危険度判定体制の充実を図る。
- c 町は、判定主体として、応急危険度判定に必要な調査表、判定ステッカー等を確保するなど、資機材の整備、被災建築物応急危険度判定士受入体制を整備する。
- d 京都府は、判定士の二次災害に対応するため、全国被災建築物応急危険度判定協議会が整備した民間判定士の判定活動に関する補償制度に加入する。

(4) 被災宅地危険度判定制度の整備

大地震又は豪雨等により、宅地（擁壁・法面等を含む。）が大規模かつ広範囲に被災した場合の二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、被災宅地の危険度判定を実施することが重要であることから、京都府は市町村との連携により、被災宅地の危険度を判定する「被災宅地危険度判定士」の養成を図る。

また、被災後直ちに判定活動を実施できるよう、京都府及び市町村で組織する京都府被災宅地危険度判定連絡協議会において、実施体制及び被災宅地危険度判定士との連絡システム等の整備を進める。

町は、判定主体として、危険度判定に必要な調査表、判定ステッカー等を確保するなど、資機材の整備、被災宅地危険度判定士受入体制を整備する。

(5) 液状化対策

国、京都府、町及び公共・公益施設管理者は、埋立地や旧河道等の液状化のおそれのある箇所を始めとして、浅部の地盤データの収集とデータベース化の充実等を図るとともに、施設の特性を踏まえた技術基準を検討し、その結果に基づいて、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施する。また、大規模開発に当たっては、十分な連絡・調整を図るものとする。

さらに、国、京都府及び町は、住宅・宅地の液状化対策として、液状化対策に有効な基礎構造等についてのマニュアル等による普及を始め、住民への適切な情報提供等を図るも

のとする。

第3 電力供給施設防災計画

(防災安全課)

1 計画の方針

関西電力送配電株式会社は、電力供給施設の防災について、平常時から保安の規定類を始め関係諸規定等に基づき、施設の管理、維持改良を行い、また、計画的に巡視点検及び測定等を実施する。

さらに、地震発生時の液状化等による被害を軽減し、かつ、電力の安定供給を図るための措置を講じる。

2 計画の内容

一般計画編 第2章第15節第2の4「地震対策」を準用する。

第4 上・下水道施設防災計画

(上下水道課)

一般計画編 第2章第29節「上・下水道施設防災計画」を準用する。

第5 学校等の防災計画

(学校教育課)

一般計画編 第2章第30節「学校等の防災計画」を準用する。

第6 都市公園施設防災計画

(建設課、商工振興課)

1 計画の方針

本町における都市公園については、利用者の安全を確保するため、震災の被害を最小限にとどめるとともに、震災時に避難場所や防災・復旧活動拠点等として機能するために必要な施設整備を行う。

また、広域避難場所や一時避難場所となるオープンスペースを確保するため、公園緑地の

整備推進を図る。

2 計画の内容

(1) 都市公園の防災機能整備

各都市公園の特性に応じた震災時の役割を検討の上、必要に応じ、次の整備を順次行う。

ア 防災・復旧活動拠点としての整備

- ・ 防火帯となる植樹帯等の整備
- ・ 出入口等における段差解消等バリアフリー機能の強化
- ・ 公衆トイレ等の整備
- ・ 災害応急対策に必要となる施設（放送設備、備蓄倉庫、耐震性貯水槽等）の整備
- ・ 公園設備等の安全点検の実施（落下、倒壊危険を中心として）

イ 自衛隊派遣受入拠点としての必要な整備

- ・ 現行避難場所指定の解除
- ・ 進入路の整備
- ・ 炊飯、宿泊、野営場所として必要な整備

ウ 都市公園における仮設住宅建設候補用地としての必要な環境整備

(2) 公園緑地の整備計画の策定

都市緑地保全法（昭和48年9月1日法律第72号）に基づき、緑地の保全及び都市緑化の推進に関する基本計画である「緑の基本計画」を策定するに当たっては、京都府等関係機関・団体・事業所等の助言、協力を得て、公園緑地が十分に防災機能を発揮できるよう留意する。

第7 通信放送施設防災計画

（防災安全課）

一般計画編 第2章第14節「通信放送施設防災計画」を準用する。

第8 鉄道施設防災計画

(企画財政課)

1 計画の方針

北近畿タンゴ鉄道株式会社・WILLER・TRAINS 株式会社は、列車運転の安全確保を確立して輸送業務を災害から未然に防止し、地震災害発生という異常時においても常に健全な状態を保持できるよう、早期復旧及び輸送の確保を図って、社会的使命を発揮する。

また、災害の発生するおそれがある場合の警戒体制をあらかじめ策定しておき、さらに、線路施設等の被災状況を的確に把握して、広域災害に対処する体制を確立し、輸送の円滑化を図る。

2 計画の内容

(1) 鉄道各社共通の対策

地震災害に対して、防災施設の維持、改良は概ね次の事項について計画する。

- ア 高架橋及び橋梁の維持、補修及び耐震補強
- イ 河川改修に伴う橋梁改良
- ウ 法面、土留の維持、補修及び改良強化
- エ トンネルの維持、補修及び改良強化
- オ 鉄道林（防備林）の造成及び落石防止設備の強化
- カ 建物等の維持、修繕
- キ 通信設備の維持、補修
- ク 空頭不足による橋桁衝突事故防止及び自動車転落事故防止の推進
- ケ 電線路支持物等の維持補修及び改良強化
- コ 駅や機器室にある電気関係機器の倒壊防止のための補強
- サ 車庫内で仮置中の車体の転落防止
- シ 危険及び不良箇所の点検整備
- ス 落石、倒木警報装置の点検整備
- セ 路線周辺の環境条件の変化による災害予防の強化
- ソ その他防災上必要なもの

(2) 北近畿タンゴ鉄道株式会社・WILLER TRAINS 株式会社

地震対策として、次の計画を推進する。

ア 地震動の早期検知

沿線地震計情報は、運転指令に直結し警報表示

イ 列車停止手配

運転指令は列車無線により緊急停止を指示、地震情報の伝達

ウ 災害時の体制

「災害時運転取扱い手続」による

エ 地震計・警報表示機器の点検整備

オ 防災訓練の実施

第9 道路及び橋梁防災計画

(建設課)

1 計画の方針

地震直後から発生する緊急輸送を、円滑かつ確実に実施するために必要な道路（緊急輸送道路）について、ダブルネットワークの形成とその機能強化を目指した道路整備を進める。

2 計画の内容

一般計画編 第2章第6節「道路防災計画」によるほか、京都府への改良・整備の要請も含め、次のような計画を進める。

(1) 災害に強い道路の整備

崩土、落石等の災害のおそれのある道路法面等の危険箇所を把握し、対策工事の必要な箇所については、計画的に整備を進める。

また、市街地内の避難路となる道路については、交通機能の確保とともに、火災の延焼防止にも寄与する街路樹緑化など、災害に強い道路整備を行う。

(2) 重要な道路構造物の整備

ア 橋梁の整備

地震による橋梁の落下等を防止し交通機能を確保するとともに、交通遮断等、他施設

への影響をなくすため、橋梁耐震点検調査を実施する。

なお、横断歩道橋についても同様の措置を行う。

イ トンネルの整備

地震災害時の交通機能を確保するため、トンネルの安全点検調査を実施し、防災補修工事が必要な箇所については、計画的な整備を進める。

第10 河川・海岸施設防災計画

(建設課、農林課)

1 計画の方針

水害の予防と早期発見は、被害の軽減を図るために極めて重要である。

このため、町内の河川、海岸等の現況危険箇所等を把握し、京都府に整備促進を要請するとともに、河川改修、海岸施設等の防災事業の強力な推進に努め、適正な維持管理を行い、水害の未然防止を図る。

2 河川施設防災計画

- (1) 耐震性を考慮して、老朽化している水門及び排水ポンプ場の改築並びに施設の改良を行い、河川改修、浚せつ等を実施する。

また、京都府によるテレメーターシステム等からの的確な情報収集を行って出水に迅速に対応できるような体制の有効活用に努める。

- (2) 河川は、火災等には河川自体が防火帯の機能を発揮したり、河川管理用通路を非常用道路として、また、河川水は消火用水や緊急時の生活用水として利用できることから、こういった機能の向上を目指した河川整備を行う。

- (3) 避難のための広場整備を行う。

- (4) 緊急輸送路などとしての利用を考慮した河川管理用道路の整備を行う。

- (5) 緊急時における生活・消防用水として河川水を容易に利用できるよう、取水ポイントまでのアクセスとなる坂路、階段護岸等の整備を進める。

3 海岸施設防災計画

- (1) 海岸施設の整備に当たっては、耐震性を考慮するとともに、津波による被害を最小限にとどめるため、海岸の状況に応じた防災対策に努める。

- (2) 護岸の緩勾配化、潜堤、養浜等による面的な防災対策を図り、地震・津波に強い施設整備を進める。

第11 砂防及び治山施設防災計画、地すべり急傾斜地防災計画

(農林課、建設課)

地震等の際には、山腹崩壊地や地すべり、地盤の緩みが発生し、降雨でがけ崩れなどいわゆる二次的な土砂災害の発生する危険性の増大が懸念されることから、一般計画編 第2章 第4節「林地保全計画」、第2章第5節「土砂災害予防計画」を準用して、これらの対策を推進する。

第12 ため池等防災計画

(農林課)

1 計画の方針

ため池には常時貯水が行われているので、豪雨時における洪水対策ばかりでなく、突発的に発生する地震に対しても十分対処できるように、常時設備の保守管理を徹底させるとともに、情報の連絡体制及び災害発生時の警報伝達体制を整備して、その機能が完全に効果を発揮するよう万全を期する。

また、「京都府ため池整備総合基本構想（ため池ルネサンス構想）」に基づき、計画的な整備を推進することとし、「要改修ため池」の早期改修を促進する。

2 ため池及び関連設備等の計画の内容

(1) 台帳整備と保守管理の徹底

町内に存在するため池の諸元や情報（所在地、規模、形式、管理者、図面、現況写真、改修歴、被害想定等）などを記載したため池台帳（京都府によるデータベース）を、地震時における対策や地域の防災対策に役立てることとする。

また、平常時における保守点検や維持管理をため池管理者に対して徹底する。

(2) 点検調査と防災対策工事の施工

「要改修ため池」に重点をおいた、定期的な点検調査（老朽度、漏水堤体損傷、諸設備の故障及び能力不足、堆積土等の調査）を行い、ため池管理者に対して注意を促すとともに

に、必要な対策工事や措置を行うよう指導する。

(3) 地震時における緊急連絡体制の確立と対策

地震時等には、ため池の被災（一次災害）や被害（二次災害）を最小限とするため、危険度の高いため池については、緊急安全点検を行い、連絡体制を確立する中で、ため池管理者に対して緊急放流を行わせるなどの対策を講じる。

なお、ため池管理者に対して徹底する緊急安全点検は、地震後の農業用ため池緊急点検要領（平成9年3月25日構造改善局防災課長通知）に基づき、防災重点ため池のみとする。

(4) 地震時におけるため池の積極的な活用

地域の防火用水や生活用水として利用できるため池は、地域の防災対策の中に位置づけ、必要な整備を行い、地震時などの緊急用水確保に役立てる。

第13 危険物等施設防災計画

(防災安全課)

一般計画編 第2章第11節「危険物等保安計画」を準用し、地震災害時ばかりでなく、その他の災害時においても危険物等に起因するいかなる災害の発生をも防止し、関係事業所、周辺環境、地域住民等に被害が及ばないよう万全の措置を講じる。

第14 農地農業用施設（ため池を除く。）の防災計画

(農林課)

1 計画の方針

地震時などにおいて、農地や農業用施設そのものの被災（一次災害）が最小限となるよう、施設の管理者に対して保守管理を徹底させるとともに、計画的に対策工事や施設改修を行う。

また、対策工事や施設改修に当たっては、地震時に人家や公共施設に被害（二次災害）を与えるおそれのある場合は耐震性に考慮するとともに、避難所や緊急用水確保としての活用についても検討する。

2 計画の内容

(1) 保守管理と点検の徹底

農地や農業用施設の管理者に対して、保守管理を徹底するとともに、老朽化や機能障害などで安全性に問題がある施設については、必要な対策工事や修理・改修を行うよう指導する。

(2) 耐震性の考慮と緊急時連絡体制の確立

地震により、人家や公共施設に被害が及ぶ可能性のある農業用施設については、改修の際には耐震性を考慮するとともに、緊急時に必要な措置が講じられるよう連絡体制を確立する。

(3) 防災施設・災害対策施設としての活用

一定の広がりを持った農地は、避難場所や防火帯として利用できる可能性がある。また、農業用施設についても、防火用水など緊急時の用水確保に利用することができる。

このように利用可能なところは、地域防災施設として位置づけ、必要な整備を行い、積極的な活用を検討する。

第15 地震防災緊急事業五箇年計画の推進に関する計画

(防災安全課、関係各課)

地震防災対策特別措置法（平成7年6月15日法律第111号）に基づき、知事が策定する第6次地震防災緊急事業五箇年計画（令和3年度～令和7年度）及び「第三次京都府戦略的地震防災対策指針」に計上されている次の事業について、施設整備を行い、地震に強いまちづくりに資するように努める。

- 1 避難場所
- 2 避難路
- 3 消防用施設
- 4 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
- 5 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設又は漁港施設
- 6 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設

- 7 公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- 8 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- 9 公立の幼稚園のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- 10 公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- 11 7～10に掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち、地震防災上補強を要するもの
- 12 海岸保全施設又は河川管理施設
- 13 砂防設備、保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設又はため池で家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの
- 14 地域防災拠点施設
- 15 町デジタル防災行政無線設備その他の施設又は設備
- 16 井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備
- 17 非常用食料、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- 18 負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材
- 19 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

第8節 火災防止に関する計画

(防災安全課、各消防団分団)

第1 計画の方針

大地震による被害は、建築物や構造物の破壊だけでなく、多くの場合地震に起因して発生する火災によることが大である。

したがって、震災被害を最小限に軽減するために、消防力の充実強化とともに、地震時における出火の未然防止、初期消火の徹底、危険物等の保安の徹底等、多面的な対策を実施する。

第2 出火防止、初期消火対策

1 出火防止計画

- (1) 火気使用設備、器具の安全化に関する研究を行い、規制強化等の施策に反映させる。
- (2) 家庭内から出火の要因の軽減を図るため、耐震装置付器具（強い地震の揺れを感知し、自動消火する装置の付いた器具）の使用等の広報を行う。
- (3) 各種集会、広報媒体等を通じ、出火防止に関する知識及び技術の普及を図る。
- (4) 起震車の利用促進を図り、出火防止の体験実習を行う。
- (5) 耐震安全装置付火気器具等の普及徹底を図る。

2 初期消火計画

- (1) 住宅用火災警報器の未設置世帯への設置普及を図る。
- (2) 震災時における初期消火の実効性を高めるため、消火器、消火バケツを家庭、地域、事業所等への普及を図る。
- (3) 初期消火の技術指導の普及を図る。
- (4) 消防団、自主防災組織等に可搬式動力ポンプ等初期消火用資機材の整備に努めるなど、初期消火体制を強化する。

3 地域住民等の協力

- (1) 家庭及び職場の末端に至るまで、出火防止・初期消火の徹底を図るとともに、これを補完するため、地域においても消火器具等を設置するよう消防機関と協力して推進する。

- (2) 地域及び職域において自主的な防災組織を編成し、消防機関の指導の下に防災訓練を通じて、出火防止及び初期消火の知識・技術の習得を促進し、震災時に備える。
- (3) 町が行う防災訓練、防災意識の啓発活動等の地域住民等に対する広報活動に努める。
- (4) 初期消火の要となる消防団の活動力の向上及び自主防災組織等のコミュニティ防災組織の育成及び強化を図る。

第3 火災拡大防止計画

震災時に発生した火災が延焼し、その被害が拡大するのを防止するため、消防設備の充実、消防水利等を増設し、消防力の強化を図る。

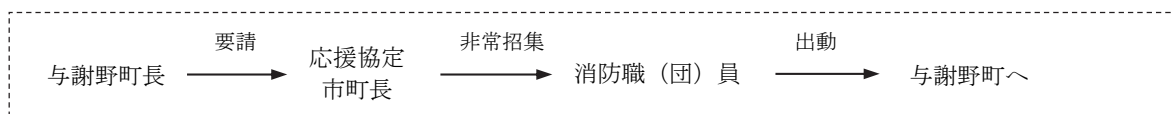
消防力の充実強化については、一般計画編 第2章第12節「消防組織整備計画」を準用する。

第4 相互応援協定

本町は、一般計画編 第2章第12節第5「相互応援協定」のとおり、消防に関する相互応援協定を締結しているが、今後は、同時に被災する可能性の少ない京都府内外の市町村と、人的・物的応援や被災児童生徒等の一時疎開先としての協力体制を含む応援協定の締結を検討する。

第5 応援要請連絡系統図

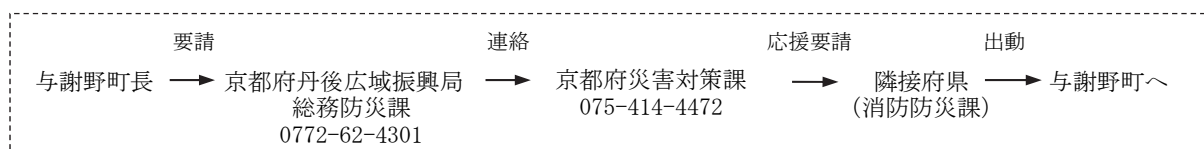
1 相互応援協定市町へ要請するときの連絡系統



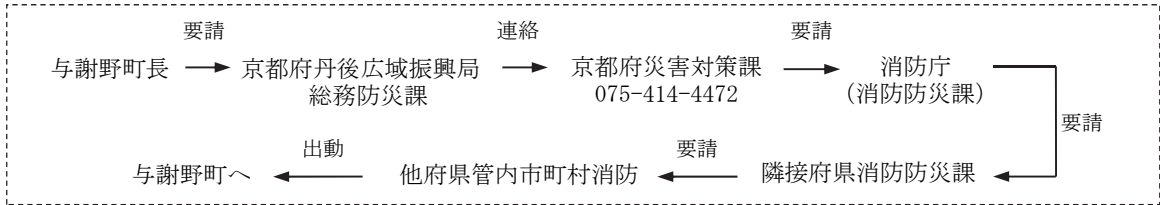
注) 京都市へのヘリコプター支援要請を含む。

2 他の市町村・他府県へ要請するときの連絡系統

(1) 他府県へ要請する場合 (災対法)

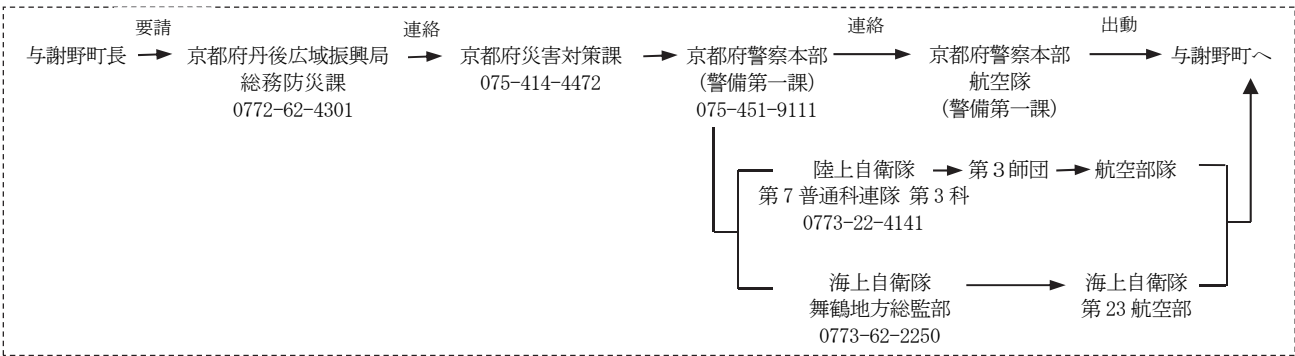


(2) 他府県管内市町村消防へ要請する場合（消防組織法）



注) 京都府災害対策本部設置後の応援要請については、すべて京都府丹後広域災害対策支部を通じ、京都府災害対策本部あてに行うものとする。

(3) 防災機関のヘリコプター等の支援要請をするときの連絡系統



注) 京都府災害対策本部設置後の応援要請については、すべて京都府丹後広域災害対策支部を通じ、京都府災害対策本部（災害対策課）あてに行うものとする。

第9節 津波災害予防計画

(防災安全課、建設課、社会教育課、学校教育課)

第1 計画の方針

地震の発生により、本町の沿岸地域においては、津波による人的、物的被害が発生するおそれがある。

このため、あらかじめ津波災害を予防又は軽減することを目的とした、本町及び国、京都府、関係防災機関がとるべき対策について定めるものとする。

第2 計画の内容

1 津波警戒の周知徹底

町及び京都府、関係防災機関は、津波警戒に関する次の事項等について、携帯電話等を含めた多様な広報媒体等により周知徹底を図る。

(1) 一般住民に対し、周知を図る事項

- ア 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間（1分以上）ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的に海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- イ 揺れを感じなくても、津波警報が発表されたときは、迷うことなく迅速かつ自主的に海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- ウ 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などを通じて入手する。
- エ 津波は繰り返し襲ってくるので、大津波警報、津波警報、津波注意報解除まで気をゆるめない。

(2) 船舶関係者に対し、周知を図る事項

- ア 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間（1分以上）ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに^{※1}港外退避する。
- イ 揺れを感じなくても、大津波警報、津波警報、津波注意報が発表されたら、すぐ^{※1}港外退避する。
- ウ 正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。
- エ 港外退避^{※2}ができない小型船は、高い所に引き上げて固縛するなど最善の措置をとる。

オ 津波は繰り返し襲ってくるので、大津波警報、津波警報、津波注意報解除まで気をゆるめない。

※¹ 港外：水深の深い、広い海域

※² 港外退避：小型船の引き上げ等は、時間的余裕がある場合のみ行う。

2 防災知識の普及、防災教育

(1) 普及・啓発

町は、防災週間、津波防災の日及び防災関連行事等を通じ、住民に対して次のような普及・啓発を図る。

ア 津波による人的被害を軽減する方策として、住民等の避難が基本となることを踏まえ、津波警報等や避難指示等の意味・内容の説明などの啓発活動を行う。

イ 津波に関する知識の普及啓発に当たっては、次の事項について周知する。

- (ア) 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間（1分間以上）ゆっくりした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的に海浜から離れ、急いで安全な場所に避難すること
- (イ) 避難に当たっては、徒歩によることを原則とすること
- (ウ) 第一波より後続波の方が大きくなる可能性や長時間継続する可能性があること
- (エ) 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる津波地震や遠地地震の発生可能性があること

また、浸水域、避難所等の位置を町の至る所に示すなどの取組により、防災意識の向上にも資するものとする。

(2) 津波浸水想定図の活用

津波浸水想定図は、京都府に津波予報が発表された場合などにおいて、各市町における個々の湾や海岸が浸水するか否か、浸水する場合はどの程度浸水するか浸水予測区域を表示したものである。

町は、津波浸水想定図を活用する等、地域の実情に応じた津波対策を検討する。

また、津波浸水想定図の掲示等により、沿岸住民や観光地等の外来者に対して津波危険

想定区域の周知を行う。

(3) 津波に関する防災教育

災害時における児童生徒等の安全を確保するため、教職員の津波に関する知識の習得等に努め、教育施設等で児童生徒等の発達段階や地域の実情を考慮して防災教育を実施する。

3 避難計画の策定、避難経路・避難所の整備及び周知

京都府津波浸水想定（平成27年度）によると、日本海ないし若狭湾内で大地震が発生した場合には、短時間で津波が海岸を襲うこと、また、各市町の主な集落・漁港における最高津波水位は6.0m（舞鶴市小橋・瀬崎）と想定されている。

そのため、町は、京都府津波避難計画策定指針等を参考として、津波に対する避難のための計画を策定する。

なお、町は、避難所・津波避難ビルを選定する際には、以下の事項を十分に踏まえて定めるものとする。

- (1) 十分な地盤標高を有すること、又は、津波避難ビルは津波防災地域づくりに関する法律に規定されている構造等の要件を満たし、基準水位よりも高い階を使用すること
- (2) 短時間にかつ容易に避難できる場所であること
- (3) 河川沿いの低地帯では、内陸部においても避難場所を指定しておくこと
- (4) 液状化の危険性がないこと
- (5) 周辺に山崩れや崖崩れの危険性がないこと
- (6) 避難場所対象地区の住民を全員収容し得る空間があること

また、津波予報等の伝達手段として、町デジタル防災行政無線の整備を促進するとともに、サイレン等多様な通信手段を確保し、また、迅速な避難行動がとれるよう避難経路、避難所の整備及び誘導表示板の設置等による周知を図るものとする。

なお、高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者及び外国人の避難に当たっては、本編 第2章第15節「要配慮者及び外国人に係る計画」に定めるところによるものとするが、特に、自主防災組織、消防団、近隣住民と連携を図りながら避難誘導を行えるよう、避難の連絡方法や避難支援の方法をあらかじめ定めておくこととする。

4 住民等の避難誘導體制

- (1) 町は、津波による危険が予想されるため、具体的なシミュレーションや訓練の実施などを通して、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定を行うとともに、その内容の住民等への周知徹底を図るものとする。また、ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、避難所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保などのまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努めるものとする。
- (2) 不特定多数の者の利用が予定されている施設の管理者は、津波避難計画の策定及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするように努めるものとする。
- (3) 津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。町は、自動車免許保有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努めるものとする。ただし、津波到達時間、避難所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、町は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するものとする。検討に当たっては、京都府警と十分調整を図るものとする。
- (4) 町は、消防職員、消防団員、水防団員、警察官、市町村職員など防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定めるものとする。また、高齢者や障害者などの要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、要配慮者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、上記の行動ルールを踏まえつつ、これらの者に係る避難誘導體制の整備を図るものとする。

5 津波を想定した防災訓練

町は、防災関係機関と協力し、津波を想定した具体的かつ実践的な防災訓練を定期的に行い、合わせて避難経路や避難所、情報伝達用設備等の確認を実施する。

6 海岸、施設等の施設整備

海岸における施設防災計画については、本編 第2章第7節第10「河川・海岸施設防災計画」に準じる。

7 津波に強いまちづくり

(1) 津波に強いまちの形成

- ア 徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりの推進（津波到達時間が短い地域では、概ね5分程度で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。）
- イ 浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難所・避難ビル、避難路・避難階段などの計画的整備等による、津波に強いまちづくりの推進
- ウ 都市計画との連携を図るため、関係部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画等の推進
- エ 行政関連施設、要配慮者施設等の浸水危険性の低い場所への整備、やむを得ず浸水地域に立地する場合の建物耐浪化や非常用発電機の設置場所の工夫による防災拠点化の推進

(2) 避難関連施設の整備

- ア 浸水の危険性が低く、避難後も孤立しない場所への避難所の整備
- イ 津波による危険が予測される地域における津波避難ビル等の確保
- ウ 避難路・避難階段の整備、安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫

(3) 津波災害警戒区域等の設定

津波防災地域づくりに関する法律（平成23年12月14日法律第123号）及び同法の基本指針に基づき進める。

8 津波警報等の発表・伝達のための体制確保

町は、津波警報等の発表・伝達に関して、以下の点に留意する。

- (1) 津波警報等の内容に応じた避難指示等の発令基準の策定
- (2) 津波地震や遠地地震に関する津波警報等や避難指示等の発表・発令・伝達体制の整備
- (3) 徒歩避難原則の周知、やむを得ず自動車避難せざるを得ない場合の町による方策の検討

- (4) 消防職員、消防団員、水防団員、警察官、町職員等の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルール化

第10節 交通対策及び輸送計画

(防災安全課、建設課)

一般計画編 第2章第21節「交通対策及び輸送計画」に準じる。

第11節 資材器材等整備計画

(防災安全課、関係各課)

一般計画編 第2章第16節「資材器材等整備計画」に準じる。

第12節 廃棄物処理等に係る防災体制の整備

(住民環境課)

一般計画編 第2章第24節「廃棄物処理等に係る防災体制の整備」に準じる。

第13節 文化財防災計画

(社会教育課)

一般計画編 第2章第10節「文化財防災計画」に準じる。

第14節 医療助産計画

(保健課)

一般計画編 第2章第22節「医療助産計画」に準じる。

第15節 要配慮者及び外国人に係る計画

(防災安全課、福祉課、保健課)

一般計画編 第2章第23節「要配慮者及び外国人に係る計画」に準じる。

第16節 行政機能維持対策計画

(防災安全課、関係各課)

一般計画編 第2章第25節「行政機能維持対策計画」に準じる。

第17節 ボランティアの登録・支援等計画

(防災安全課、商工振興課、町社会福祉協議会)

一般計画編 第2章第26節「ボランティアの登録・支援等計画」に準じる。

第18節 企業等防災対策促進計画

(防災安全課、商工振興課)

一般計画編 第2章第27節「企業等防災対策促進計画」に準じる。

第19節 広域応援体制の整備計画

(防災安全課)

一般計画編 第2章第28節「広域応援体制の整備」に準じる。

第20節 観光客保護・帰宅困難者対策計画

(防災安全課、商工振興課)

一般計画編 第2章第32節「観光客保護・帰宅困難者対策計画」に準じる。

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害応急対策の活動体制

(全部、全班)

第1 計画の方針

町内で大地震による災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、防災関係機関がその有する全機能を發揮して、災害の予防及び災害応急対策を実施するための体制について定める。

第2 与謝野町の災害警戒体制等

1 初動対応の基本方針

大地震が発生し又は発生するおそれがある場合においては、次のような方針により初動対応を円滑に進め、災害の予防及び迅速な災害応急対策を実施する。

(1) 震度5弱以下を観測した場合

- ア 防災安全課及び各支部においては、地震災害対策関係部及び他部と連携・協力し、できる限り先行的に必要な要員を配置し、応急活動体制における本部及び支部指揮機能を確保する。
- イ 町内各地域に関する情報収集・協力団体への連絡及び初期対応は、防災安全課、各支部を中心に行う。
- ウ 京都府・国・防災関係機関・団体等への配備体制通報及び被害発生状況連絡は、最優先で行う。
- エ 被害状況により必要な場合は、より高次の体制へ遅滞なく切り替え適切に対応する。

(2) 震度5強以上を観測した場合

- ア 町長の災害対策本部設置の指示を待つことなく、防災安全課及び各支部においては、地震災害対策関係部及び他部と連携・協力し、できる限り先行的に必要な要員を配置し、本部及び支部指揮機能の確保・維持に努める。
- イ 町内各地域に関する情報収集・協力団体への連絡及び初期対応は、支部を中心に行う。
町各部は、要員について不足することがないように、対象地域在住職員を中心に応援派遣

する。

ウ 京都府・国・防災関係機関・団体等への配備体制通報及び災害発生状況連絡は、最優先で行う。これにより、事態のいかなる推移・急変に際しても迅速な応急対策実施を期する。

エ 震度6弱以上を観測した場合、発災直後においては勤務時間内外を問わず、緊急初動体制により延焼火災、危険物爆発、有毒ガス流出等の二次災害の未然防止、建物倒壊、土砂崩れ等による生き埋め者救出、重傷者の救命医療救護等人的被害の軽減に全力を集中する。

オ 休日・夜間に震度5強以上を観測した場合は、あらかじめ指名する緊急時指定職員が速やかに町役場やその他の庁舎にかけつけ、それぞれ本部及び各支部における災害対策本部体制又は緊急初動体制の編成、指揮に着手し、正規の災害対策本部及び各部幹部職員又は庶務要員、各地域支援部が参集次第任務を引き継ぐものとする。

(3) 勤務時間外に震度6弱以上を観測した場合

地震が発生した場合の動員は、原則として本章第2節「動員計画」の基準に基づいて行う。ただし、勤務時間外において震度6弱以上を観測した場合は、あらかじめ定められた伝達系統による動員の命令を待たず、職員は自主的に参集するものとする。

1 安全確保 ↓	自身の身の安全と家族の安全を確保する。
2 参集準備 ↓	(1)参集に際しては、原則として、自動車は使用しないこととする。 (2)参集の際は、作業等に適する服装を着用する。
3 人命救助 ↓	職員は、近隣の被災状況を把握し、まず人命救助を行い、その後災害対策本部に参集する。
4 参 集 ↓	(1)全職員が自主的にあらゆる手段をもって、災害対策本部に参集する。 (2)災害の状況により指定場所への参集が不可能な場合は、最寄りの避難所等公共施設に参集し、各施設の責任者の指示に基づき、災害対策に従事する。 (3)病気その他やむを得ない状態によりいずれの施設にも参集が不可能な場合は、何らかの手段をもって、その旨を所属の長若しくは最寄りの施設の責任者へ連絡する。
5 被害状況の ↓ 収集・報告	参集途上においては可能な限り被害状況その他の災害情報の把握に努め、参集後直ちに参集場所の責任者に報告する。
6 緊急対策班 ↓ の編成	先着した職員により緊急対策班を編成し、順次初動に必要な業務に当たる。
7 緊急初動体制の解除	各災害応急対策活動に必要な要員が確保された段階で、緊急初動体制を解除し、職員は本来の災害対策業務につくものとする。

※ 初動に必要な業務とは、主に次のようなものである。

- 1 被害状況調査
- 2 地震等情報調査
- 3 災害対策本部の設置
- 4 関係機関等への情報伝達
- 5 防災用資機材の調達・手配
- 6 広報車、町デジタル防災行政無線、FM告知放送、町有線テレビ（文字・データ放送）等による住民への情報伝達
- 7 支援物資調達準備計画の策定
- 8 安全な避難所への誘導
- 9 避難所の開設
- 10 広域応援要請の検討

2 災害警戒本部の設置

災害対策本部設置以前の体制として、地震による被害の有無及び津波の発生状況を把握し、住民の避難あるいは災害対策本部設置の判断資料を得るため、町長を本部長とする与謝野町災害警戒本部を設置し、情報収集に当たる。

（１）設置及び閉鎖の決定

災害警戒本部の設置及び閉鎖については、副町長、防災安全課長、建設課長、総務課長、税務課長及び住民環境課長が協議し、町長に具申して町長が決定する。

（２）配備体制

災害警戒本部の職員配備体制は、次の発令基準による。

ア 情報収集体制配備

（ア）町域に震度４の地震を観測したとき

（イ）津波注意報が発表されたとき

（※ 津波注意報のみの場合は、加悦・野田川地域を除く。）

（ウ）その他町長が必要と認めたとき

イ 災害警戒本部体制配備

（ア）津波警報が発表されたとき

（イ）その他町長が必要と認めたとき

ウ 動員

災害警戒本部に要する動員については、本章第2節「動員計画」において定める。

(3) 災害警戒本部の業務

災害警戒本部は、一般計画編 第3章第1節第2の2(3)に示す本部及び支部組織により、各々の業務を行うとともに、次の業務を行う。

ア 情報の収集

気象台が発表する地震及び津波に関する情報等の収集と初期の被害発生状況の調査

イ 警戒監視

災害危険箇所周辺の警戒と海面の監視等による異常現象の前兆の把握と危険状況への対処

ウ 関係機関等との連絡調整

京都府、宮津与謝消防組合、宮津警察署等関係機関との相互の情報交換及び活動調整

(4) 災害対策本部への移行

災害対策本部が設置された場合においては、災害警戒本部は自動的に閉鎖し、その業務を災害対策本部に引継ぐものとする。

第3 災害対策本部

1 設置基準

災害対策本部は、次の基準に達したとき、町長が設置する。

- (1) 大規模な地震が発生し、総合的な応急対策を必要とするとき
- (2) その他町長が必要と認めたとき

2 設置の決定

災害対策本部の設置は、1に基づき、具体的には津波により相当の被害が発生したとき及び震度5弱以上の地震が発生したときに、副町長、防災安全課長、建設課長、総務課長、税務課長及び住民環境課長が協議し、町長に具申して、町長が決定する。

3 災害対策本部室の位置

災害対策本部室は、原則として、与謝野町役場本庁舎に設置する。

ただし、大規模地震及び津波により、本庁舎が使用不能となった場合は、直ちに代替場所を定め、職員及び関係機関に周知する。

本庁舎が使用不能となった場合の代替候補施設については、次表のとおり。

施設名	構造	耐振 免震	想定 震度	完成 年度	備 考
優先順位 1 加悦庁舎	R C 造 (一部 S R C 造)	耐震	6 強	H14. 2	元気館を含む。移動経路（公道）の確保がされていれば駐車スペース・事務スペースの確保に問題はない。
優先順位 2 生涯学習センター 知遊館	R C 造	耐震	6 強	H13. 9	徒歩での移動が可能。町社協事務所とスペースを共有できれば一定の駐車スペース・事務スペースを確保できる。
優先順位 3 岩滝保健センター	R C 造	耐震	6 強	H14. 3	移動経路の確保は不要。徒歩で移動できるが事務スペースに制限を受ける。

※いずれも「津波ハザードマップ」の浸水想定区域外であり、LAN回線を有する。

※本庁舎 2 階サーバー室内の各システムサーバーに被害がないことを前提とする。

4 災害対策本部の構成と事務

(1) 災害対策本部は、本部長、副本部長及び本部付、各部長で構成する。

(2) 災害対策本部は、次の事務を分掌し、災害状況、被害状況等により、災害活動の基本方針を決定するものとする。

ア 警戒情報、発生情報、対策情報、救援情報を一元的に処理する。

イ 住民が適切に判断するための情報提供（災害時広報）を行う。

ウ 人的被害が及ぶおそれのある場合の避難情報の伝達、避難勧告等を発令する。

エ 二次災害防止及び人的危険回避に関する対策を総合的に実施する指示を行う。

オ 応急復旧及び都市機能の早期回復に関する対策を総合的に実施する指示を行う。

カ 被災者救援に関する対策を総合的に実施する指示を行う。

キ 災害対策本部体制の縮小、閉鎖時期を見極める。

ク 必要な場合の災害復興本部体制への以降を見極める。

5 災害対策本部の組織

災害対策本部の組織編成及び事務分掌は、一般計画編 第3章第1節第3「災害対策本部」の定めによるものとする。

6 災害対策本部の閉鎖

町長は、町内において、災害が発生するおそれが解消したと認められるとき、又は災害応急対策が概ね完了したと認められるときは、災害対策本部を閉鎖する。

7 災害対策本部の標識及び職員の証票

災害対策本部の標識及び証票は、一般計画編 第3章第1節第3「災害対策本部」の定めによるものとする。

第2節 動員計画

(全部、全班)

第1 計画の方針

町内に地震が発生し又は津波による災害が発生するおそれがある場合において、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、本部要員、職員、消防団員等の動員について、その要領等を定める。

第2 与謝野町災害警戒本部の動員

災害警戒本部を設置した場合における要員の動員は、次によるものとする。

区分	防災指令の 発令基準	災害警戒 本 部 (本庁舎)	災害警戒支部		
			与謝野町役場 本 庁 舎	与謝野町役場 加 悦 庁 舎	与謝野町役場 野田川庁舎
情報収集 体制配備	1. 町域に震度4の地震 を観測したとき 2. 津波注意報が発表さ れたとき 3. その他町長が必要と 認めたとき ※津波注意報のみの場合 は、加悦・野田川地域 を除く	防災安全課	総 務 課 建 設 課 商 工 振 興 課	税 務 課 福 祉 課 農 林 課	住 民 環 境 課 社 会 教 育 課 上 下 水 道 課
災害警戒 本部体制 配備	1. 津波警報が発表され たとき 2. その他町長が必要と 認めたとき	防災安全課 消防団本部	総 務 課 商 工 振 興 課 企 画 財 政 課 会 計 室 建 設 課 住 民 環 境 課 消 防 団 (岩滝本部)	税 務 課 福 祉 課 農 林 課 議 会 事 務 局 CATVセンター 子育て応援課 学 校 教 育 課 住 民 環 境 課 消 防 団 (加悦本部)	住 民 環 境 課 社 会 教 育 課 上 下 水 道 課 保 健 課 観 光 交 流 課 消 防 団 (野田川本部)

※ ただし、警戒本部の動員人数については、各支部長の裁量により変更可能とする。

第3 与謝野町災害対策本部の動員

1 動員計画

災害対策本部要員は、5段階による標準動員とし、あらかじめ各部、各班に動員数を設定し、災害対策本部長の指令に基づき配備するものとする。

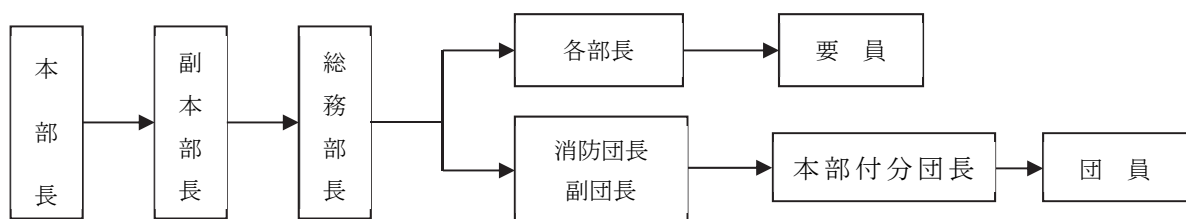
本部における動員計画は、資料編「震災時における災害対策本部動員体制」のとおりとする。

なお、初動時の本部（本庁舎）への参集体制は各部の活動状況を勘案の上、次席の職員配置を考慮することとする。

2 動員の要領

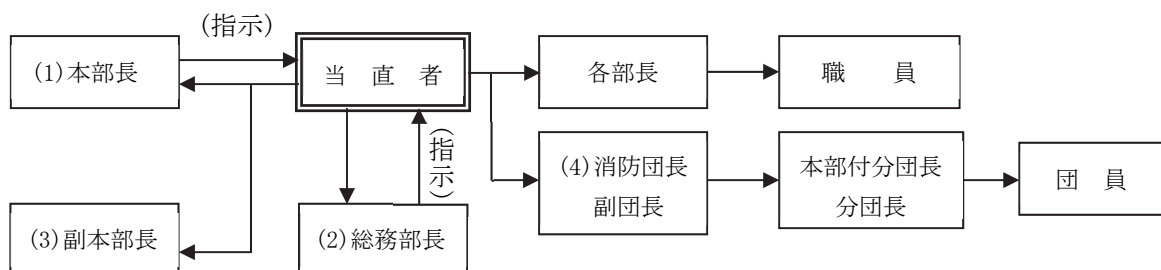
(1) 本部要員等に対する伝達

ア 勤務時間内の伝達系統



連絡＝電話、連絡員

イ 勤務時間外の伝達系統



連絡＝電話、町デジタル防災行政無線、FM告知放送、町有線テレビ（文字・データ放送）、広報車、連絡員

(2) 動員の方法

ア 勤務時間中の動員伝達は、災害対策本部指令により電話又は連絡員等により、2の(1)のアの伝達系統で行う。

イ 勤務時間外の動員伝達は、電話、町デジタル防災行政無線、FM告知放送、町有線テレビ(文字・データ放送)、広報車又は連絡員等により、2の(1)のイの伝達系統で行う。

ウ 消防団員の動員については、2の伝達系統により行うが、出動要領については別に定める消防計画による。

エ 災害対策本部体制を迅速に整えるために、本計画の附表として毎年度始めに本部要員班別編成表、本部要員動員連絡責任者表及び電話番号表を調整するものとする。

第4 他機関に対する応援要請

1 応援要請の協議

応急救助実施について京都府及び他市町村に応援を求める必要が生じた場合、災害対策本部長は、直ちに本部会議を召集し、応援要請について協議し決定する。

ただし、事態が急迫して本部会議を召集するいとまのないときは、直接、本部長が決定する。

2 要請及び報告

災害対策本部長が応援要請を決定した場合は、要請先に対し自衛隊災害派遣要請に準じて要請を行うとともに、京都府丹後広域災害対策支部長に対しこの旨を報告する。

3 応援隊との連絡

応援隊の活動についての連絡は、直接関係のある部長が当たり、応援の状況を把握して災害対策本部長に報告する。

第3節 通信情報連絡活動計画

(本部事務局、広報班、情報・記録班)

第1 計画の方針

地震時においては、通信回線のふくそう、寸断等が予想されるため、町及び防災機関は、災害に関する予報、警報及び情報並びにその他の災害応急対策に必要な報告、指示、命令等に関する重要通信の疎通を確保する。

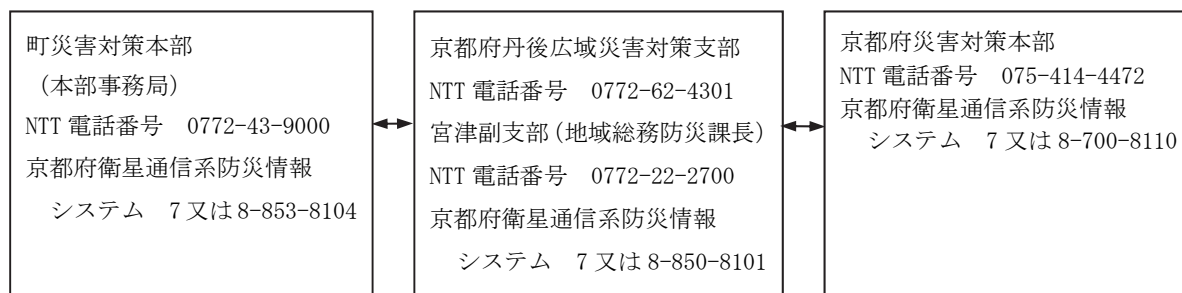
また、迅速かつ的確な情報の収集伝達を図るため、有線、無線等の通信手段を利用するほか、非常通信、放送事業者への放送の要請等を行い、町及び防災関係機関相互の効果的な通信の運用を図る。

なお、この計画中に定めのない事項は、一般計画編 第3章第3節「通信情報連絡活動計画」の定めによるものとする。

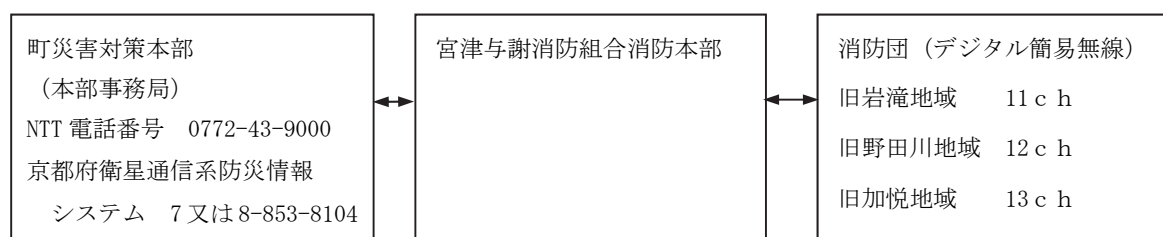
第2 非常時の通信手段及び系統

大規模な地震の発生により、有線通信の利用が不能又は著しく困難な場合には、次により各防災関係機関の通信を確保するものとする。

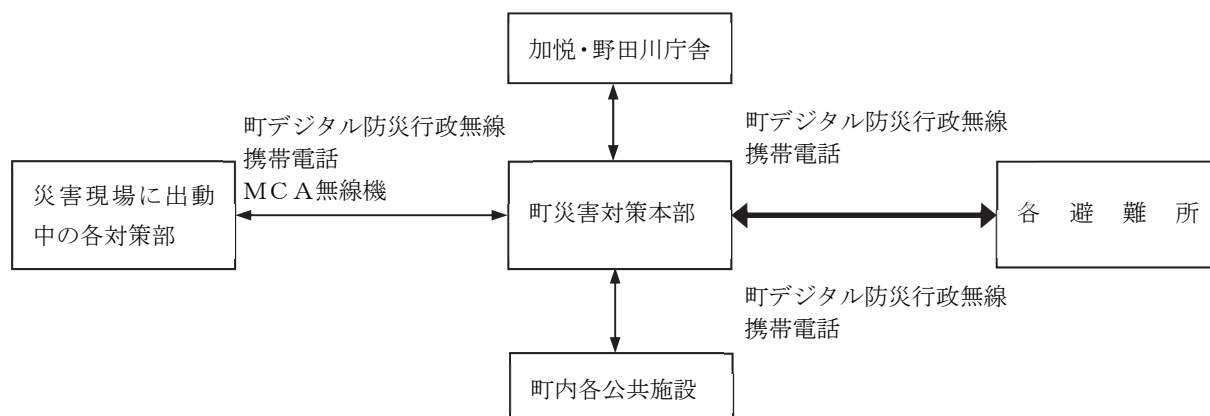
1 京都府との連絡



2 宮津与謝消防組合との連絡



3 各対策部、町内公共施設及び避難所等



第4節 災害広報広聴計画

(本部事務局、広報班、各支部連絡調達班)

一般計画編 第3章第4節「災害広報広聴計画」に準じる。

第5節 津波災害応急対策計画

(本部事務局、広報班)

第1 計画の方針

津波予報が発表され又は津波発生のおそれがある場合の警戒並びに津波が発生した場合の応急対策について定める。

なお、この計画に特別の定めのない応急対策事項については、本編 第3章の各計画に基づき運用するものとする。

第2 計画の内容

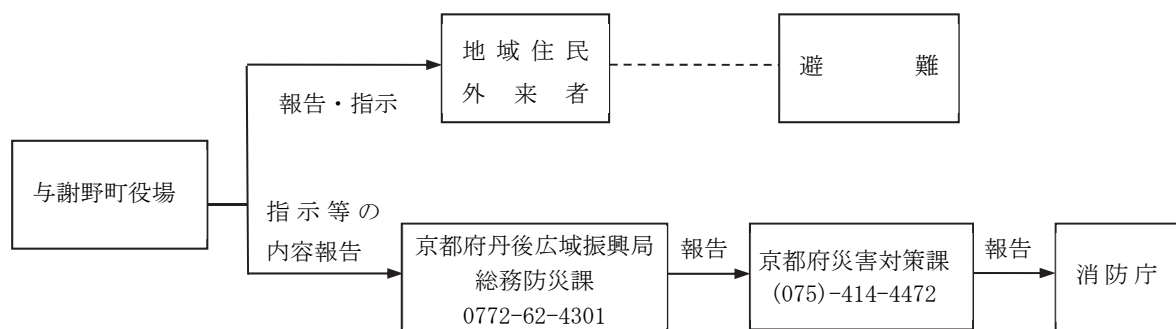
- 1 町は、「震度4以上」の地震を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、職員及び沿岸の消防団、漁業協同組合、住民自治会等のうちから、あらかじめ責任者を選んでおき、「津波による被害がない」旨の情報が発表されるまで、安全な場所で海面状態を監視し、津波等の異常を発見した場合、情報連絡と沿岸住民への周知に努める。

また、町長は、必要と認める場合、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するよう、速やかかつ的確に指示する。

- 2 津波注意報が発表された場合、海水浴や磯釣りは危険なため行わないよう周知する。
- 3 津波警報又は大津波警報が発表された場合、町長は、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するよう指示する。
- 4 予想津波到達時間も考慮した要配慮者の避難支援を行う。
- 5 津波予報等により、町長が退避の指示をする場合の連絡系統は次のとおりである。

※ 避難指示等についての詳細は、本編 第3章第9節「避難対策計画」の定めるところによる。

図 津波時の指示等の連絡系統



第6節 災害救助法の適用計画

(本部事務局、救助班、関係各班)

一般計画編 第3章第5節「災害救助法の適用計画」に準じる。

第7節 消防計画

(本部事務局、各消防分団班)

第1 計画の方針

町は、地震災害発生時における出火防止、初期消火、初期救出、延焼阻止等の消防活動を迅速かつ円滑に実施するため、消防機関の活動体制、消防相互応援体制等の整備充実を図る。

なお、この計画中に定めのない事項は、一般計画編 第3章第6節「消防計画」の定めるところによるものとする。

第2 初期救出への対処

特に直下型地震による被害が懸念される本町においては、市街地が地震の揺れを増幅しやすい沖積層の上に形成されている所もあり、地震の揺れそのものによる建築物の倒壊から、いち早く負傷者を救出することが重要となってくる。

したがって、倒壊建築物からの負傷者救出を図るものとして、次の事項の実施を推進する。

- 1 住民の手による初期救出の実施
- 2 消防活動や救出者の医療機関への搬送等を迅速に行えるよう、一般計画編 第3章第22節に定める「道路交通対策計画」の推進、並びに民間事業者も含めた協力体制の整備

第3 地震火災への対処

過去の震災例をみると、地震災害の中で多くの被害をもたらしているものに火災がある。それは、地震火災に次のような特徴が認められるためである。

- 1 火災が、不意に、同時に多数発生すること
- 2 地震動や建物の破壊から生命を守ることが先行し、火の始末、初期消火をすることが困難であること
- 3 危険物等の爆発、漏洩等により延焼が拡大すること
- 4 破壊された建物による道路の遮断や通信の途絶が、適切な消防活動を阻害すること

このように、悪条件が複合して起こる地震火災を軽減・防止するための施策は、震災対策全般に波及する大問題である。

このため、消防体制を整備し、出火の防止、初期消火、延焼拡大防止に努める。

第4 消防団の活動計画

地震発生時における消防団の出動及び活動は、次のとおりとする。

- 1 消防団員に対する火災発生の伝達は、町デジタル防災行政無線、消防無線、電話及びサイレン等によって行う。
- 2 町職員、消防団員自身が被災し、指揮指令の伝達が行われない場合でも、行動できるマニュアルの整備を行っておき、当該マニュアルに基づき活動を行う。
- 3 消防団員のみでは対処できないときは、消防相互応援協定等に基づいて近隣市町に応援を求める。

ただし、同時に多数の場所で火災が発生し、消防機関のみでは消火活動が行えないときは、団員の指導により、地域住民の協力を求める。

- 4 木造建築物が密集している地域では、避難路の確保及び人命救助を最優先とした消防活動を行う。
- 5 大規模な建築物の倒壊が起こったり、対処不可能な大火災となったときは、町長から知事に対して自衛隊の派遣要請を行うことを求める。

なお、緊急の場合又は知事への連絡が不能の場合は、町長が直接自衛隊に災害状況を通知し、事後、知事に報告する。

第8節 水防計画

(本部事務局、施設班、各消防団班)

一般計画編 第3章第7節「水防計画」に準じる。

第9節 避難対策計画

(本部事務局、人事・車両班、広報班、援護班、避難所班、学校教育班、社会施設班、文化施設班、住民班、各支部連絡調達班)

第1 計画の方針

一般計画編 第3章第8節「避難対策計画」の定めるところによるが、特に地震が大規模である場合の避難所の開設及び学校等の避難対策について、次のとおり定める。

第2 避難所の開設

避難所の開設については、特に災害が大規模である場合、次の事項に留意する。

1 職員の派遣

大規模地震の発生とともに、直ちに避難担当の職員及び消防団員を派遣し、避難所の開設に必要な業務に当たる。

2 救護所の設置

直ちに与謝医師会、京都府に救護班の要請を行い、救護所を設置する。

3 立入禁止区域の設定

避難所が学校である場合は、避難者の立入禁止区域を設定し、避難者と児童、生徒との住み分けを行い、学校機能の早期回復に配慮する。

4 要配慮者対策

高齢者や障害者等要配慮者のための場所を確保する。

5 仮設トイレの設置

断水等により水洗トイレが使用不能の場合は、避難者数に対応した仮設トイレの設置を行う。

6 避難者のプライバシー確保

避難生活が長期に及ぶほど、プライバシーの確保が重要となることから、仕切り板の設置等、避難者への配慮を行うとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。

7 その他の事項

(1) 避難所開設に伴う被災者救護措置に関する事項

- ア 給水措置
- イ 給食措置
- ウ 毛布、寝具等の支給
- エ 衣料、日用必需品の支給

(2) 避難所の管理に関する事項

- ア 避難収容中の秩序保持
- イ 避難者に対する災害情報の伝達
- ウ 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
- エ 避難者に対する各種相談業務

第3 学校等の避難対策

学校等においては、自ら判断して行動することのできない多数の園児、児童、生徒を混乱なく安全に避難させ、身体及び生命を確保するために、学校等の実態に即した適切な避難対策計画を策定し、これを実践する。

第10節 観光客保護・帰宅困難者対策計画

(本部事務局、観光班)

一般計画編 第3章第9節「観光客保護・帰宅困難者対策計画」に準じる。

第11節 食料及び生活必需品等供給計画

(本部事務局、各支部連絡調達班、炊出班、調達・輸送班)

第1 計画の方針

一般計画編 第3章第10節「食料供給計画」及び同編第3章第11節「生活必需品等供給計画」に定めるとおりとするが、食料の供給等及び避難所における食料並びに生活必需品等の供給について、次のとおり定める。

第2 食料の供給時における少数者への配慮

通常の配給食料を受け付けることのできないアレルギー性疾患等の患者のために必要な食料、粉ミルク・液体ミルクや介護食等の必要調査を行い、備蓄若しくは入手経路等の確立を図る。

第3 避難所における供給計画

大規模な地震の発生により、避難所を開設した場合の食料及び生活必需品等の供給は、次のような段階を踏まえ、避難者の自立段階に応じた供給を心がけるものとする。

区 分	食 料	生活必需品
第一段階 (生命の維持)	おにぎり、パン等すぐに食べられるもの	毛布 (季節を考慮したもの)
第二段階 (心理面・身体面への配慮)	温かい食べもの (煮物等)、 生鮮野菜、野菜ジュース等	下着、タオル、洗面用具、生理用品等
第三段階 (自立心への援助)	食材の給付による避難者自身の炊出し	なべ、食器類、衣料類、テレビ、ラジオ、洗濯機等の設備

第12節 給水計画

(環境衛生班、水道班)

第1 計画の方針

地震による被害が甚大である場合は、町内全域において断水の事態が予想され、被災者が第1に求めるものは飲料水であることから、給水体制の確保と速やかな復旧が必要となってくる。

町は、被災者への迅速な給水の実施を図るものとし、同時に復旧体制の整備を推進する。

なお、この計画中に定めのない事項は、一般計画編 第3章第12節「給水計画」の定めによるものとする。

第2 災害発生時の給水原の確保

1 水道施設による給水源の確保

(1) 水道施設の被害状況を速やかに調査し、応急復旧工事により給水できる場合には、直ちに仮工事を実施し、水道による給水を行う。

なお、感染症等の発生を伴うことが多いため、給水に際しては、必ず消毒の強化を実行し、かつ残留塩素の確認を怠ってはならない。

(2) 復旧についての資材、人員、工事業者等の手配を迅速に行う。

(3) 停電による断水の場合にあつては、関西電力送配電株式会社に可及的速やかな復旧とともに電元車の派遣を要請する。

(4) 被害状況、復旧費、復旧期間、復旧方法については、判明次第、直ちに京都府等関係当局へ電話等で報告し、後日別に定められた様式により文書で報告する。

2 災害発生時のその他の給水源の確保

(1) 京都府丹後広域災害対策支部に、給水車による浄水の供給を要請する。

(2) ろ水滅菌して使用可能な水源を有するときは、京都府丹後広域災害対策支部に、ろ水機による給水を要請する。

(3) 汚水が流入した井戸等については、井戸替えを指導するとともに、消毒の措置をとる。

(4) 生水をさけ、必ず煮沸した水を飲用するように広報する。

第3 給水の方法

飲料水は、概ね次の方法によって供給する。

- 1 現地で、ろ水機により供給する。
- 2 給水車又は容器により運搬供給する。
- 3 消毒薬を投入し（基準量は、一般計画編を参照）、又は配布して飲料水を確保する。

第4 給水の要領

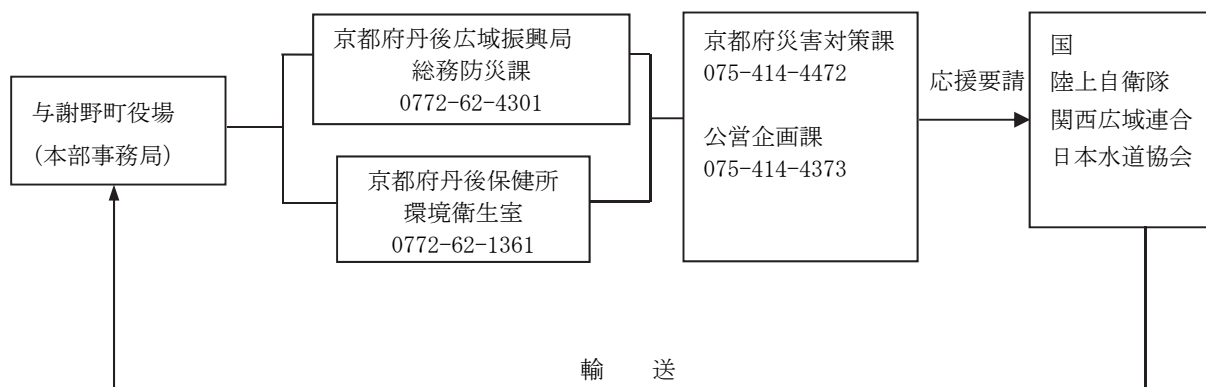
- 1 給水に際してはその場所、時間等について被災の住民に周知措置を講じる。
- 2 給水タンク車による場合は、近くの水道施設から補給水を受けることが要件となり、給水範囲が大きいときは、必要に応じ要所に水槽を設置し、給水の円滑化を図る。
- 3 ろ水機による場合は、先ず現地において適当な水源を必要とする。

この場合、地表面から水面まで約4メートル以下位の井戸が適している（ポンプのサクシヨンの都合上）が事前によく塩素、さらし粉、次亜塩素酸ソーダ等で消毒する。井戸替えを行ったときは、外観検査の結果、無色透明で異物の浮遊、沈殿が認められず、かつ残留塩素が検出されてから、ろ水作業を行い給水を始める。

給水の残留塩素は0.2ppm以上を確保する。

- 4 災害の規模により1戸当たりの給水量を制限し、なるべく多くの住民に公平に行きわたることを期するものとする。

図 応援給水の連絡系統



注）京都府災害対策本部設置後は、町長からの応援要請については、すべて京都府丹後広域災害対策支部を通じ、京都府災害対策本部あて行うものとする。

※ 資料編「使用可能給水源」参照

第13節 医療助産計画

(医務班)

一般計画編 第3章第14節「医療助産計画」を準用する。

第14節 保健衛生、防疫計画

(医務班、環境衛生班)

一般計画編 第3章第15節「保健衛生、防疫計画」を準用する。

第15節 被災者救出計画

(本部事務局、各消防分団班)

第1 計画の方針

この計画中に定めのない事項は、一般計画編 第3章第16節「被災者救出計画」の定めるところによるが、地震が大規模であればあるほど行政・消防機関による救出が遅れることが予想されるため、住民、自主防災組織等による初期救出の実施が図れるよう各種防災施策を実施する。

具体的には、本編 第2章第3節「自主防災組織整備計画」に定めるところによるものとする。

第2 海難船等の救助活動

大地震及び津波により、船舶海難又は海洋施設、その他の施設に災害が発生したときは、その種類・規模に応じて合理的な救助計画をたて、次に示す救助活動を行う。

1 海難船等の救助

船舶の海難、人身事故が発生したときは、その搜索救助を行う。

2 消防活動

船舶の火災、又は海上火災が発生したときは、その消火を行う。

3 救助・防除に必要な資材・器材の緊急調達

防災関係機関と協力して、必要資材・器材の緊急調達を行う。

4 物品の無償貸付及び譲与

要請があった場合又は必要と認める場合は、「海上災害救助用物品の無償貸付及び譲与に関する省令」に基づき、海上災害救助用物品を被災者に対して無償貸付又は譲与する。

第16節 遺体の搜索、処置及び埋火葬計画

(本部事務局、住民班、環境衛生班)

一般計画編 第3章第17節「遺体の搜索、処置及び埋火葬計画」を準用する。

第17節 要配慮者及び外国人に係る対策計画

(援護班)

一般計画編 第3章第34節「要配慮者及び外国人に係る対策計画」を準用する。

第18節 施設の応急対策に関する計画

第1 鉄道施設

(本部事務局、広報班)

1 計画の方針

鉄道各社は、地震災害により列車や構造物等の鉄道施設が被災した場合に、旅客の生命・身体・財産を保護するための措置を講じるとともに、関係機関が緊密に連携して輸送業務の早期復旧を図る。

2 地震発生時の列車の措置

北近畿タンゴ鉄道株式会社・WILLER・TRAINS 株式会社は、列車の事故防止及び乗客の安全確保のため、地震発生時には、その揺れの状況に応じて次の措置をとる。

なお、停車位置によって二次災害の危険性がある場合には、可能な限り安全な場所に移動する。

(1) 地震を感知した場合で、震度4（40ガル）以上と認めたときは、直ちに列車の運行を見合わせる。

(2) 列車乗務員が運転中に地震を感知したときには、直ちに列車を停止させる。

この場合、橋梁・トンネル等の場合で危険と認めたときは、安全と認められる箇所まで15km/hの速度で注意して移動する。

第2 公共土木施設

（本部事務局、土木班）

1 計画の方針

地震災害により、公共土木施設が破壊、崩壊、破損した場合には、早急に応急復旧工事を施行し、その機能の回復を図る。

2 河川等施設

(1) 堤防、護岸の破壊や崩壊等については、応急締切り工事、ビニールシートによるクラックへの雨水浸透防止を行い、また、水門、排水ポンプ等の破壊については、土のうや矢板で応急締切り工事を行うとともに、移動ポンプ車等により内水の排除に努める。

また、堤防、護岸などの被害状況を調査して、河川管理者通路や河川敷などを輸送路や避難場所等に活用できるものについては、その空間確保に努める。

(2) 砂防設備、地すべり防止設備及び急傾斜地関係設備に破壊・破損等が生じた場合には、崩壊土砂等を適切に排除し、仮排水路を設けるとともに、破損等の拡大を防止する応急工事を実施する。

3 道路及び橋梁

道路及び橋梁の被害状況等を調査・把握し、避難用道路及び緊急輸送を確保するため、道路法に基づき道路啓開及び災害復旧を国が代行できる制度、各種団体との災害協定等を活用し、応急工事及び障害物除去を早急を実施する。

また、必要に応じ、国土交通省、京都府、宮津警察署等と協議し交通規制を行うとともに、住民に的確な情報提供を行う。

また、地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な路線（緊急

輸送道路)の指定は、次のとおりである。

(1) 第1次緊急輸送道路

- ・国道176号、国道312号

(2) 第2次緊急輸送道路

- ・国道178号、主要地方道網野岩滝線、主要地方道野田川大宮線、
一般府道温江加悦線、一般府道中藤加悦線

第3 地震被災建築物応急危険度判定

(住宅班)

1 計画の方針

地震等により建築物に著しい損傷が生じた場合、二次災害を防止するため、地震被災建築物応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定を速やかに行うことにより、居住者等の人命・身体の安全を確保する。

2 判定コーディネーター

地震被災建築物応急危険度判定コーディネーター(以下「判定コーディネーター」という。)は、地震被災建築物応急危険度判定実施本部(以下「判定実施本部」という。)において、地震被災建築物応急危険度判定に関する事務、災害対策本部との連絡及び調整等に関する業務を行う。

3 支援要請

町は、大規模な地震が発生した場合、家屋の倒壊等から住民の生命を保護するため、京都府に地震被災建築物応急危険度判定を実施するため、地震被災建築物応急危険度判定士の派遣要請を行う。

京都府に派遣要請する場合には、以下の事項を明示する。

(1) 派遣日数

(2) 派遣人数

- (3) 地震被災建築物応急危険度判定を実施するに当たり、必要な資機材等
- (4) 地震被災建築物応急危険度判定士の宿泊場所等

4 判定実施本部

(1) 判定実施本部の設置及び閉鎖

町は、地震被災建築物応急危険度判定を行うときは、災害対策本部長が災害対策本部とは別に判定実施本部を設置する。

判定実施本部長には、災害対策本部副部長を充てる。

地震被災建築物応急危険度判定が終了した場合、災害対策本部長は、判定実施本部を閉鎖する。

(2) 判定実施本部の設置場所

判定実施本部の設置場所は、災害対策本部と同じ場所とし、与謝野町役場本庁舎とする。

(3) 報 告

本部長は、判定実施本部を設置又は閉鎖したときは、知事に速やかに報告する。

(4) 判定実施本部の主な業務

判定実施本部の主な業務は、以下のとおりとする。

- ア 地震被災建築物の被害状況の把握に関すること
- イ 判定実施計画の作成に関すること
- ウ 判定活動環境（食料、宿泊等）の整備に関すること
- エ 判定実施計画及び実施状況の住民への周知に関すること
- オ その他判定実施本部長が必要と認めること

(5) 判定実施本部要員

判定実施本部長は、事務を行うのに必要な範囲において、災害対策本部各部からの推薦に基づき、現地本部員を指名する。

なお、判定実施本部には、判定コーディネーターを常駐させるものとする。

(6) 資機材等

判定実施本部は、地震被災建築物応急危険度判定を行うに当たり、次の資機材等を用意する。

ア 判定調査表

イ 判定ステッカー

ウ 判定街区マップ

エ 事務用品（ガムテープ、バインダー等）

オ 携帯電話

(7) 保 険

地震被災建築物応急危険度判定士が、訓練活動及び判定活動において、負傷又は死亡した場合は、京都府が加入する保険を適用するものとする。

町は、事故の連絡を受けた場合、速やかに京都府に報告する。

第4 被災宅地危険度判定

(住宅班)

大地震又は豪雨等により、宅地（擁壁・法面等を含む。）が、大規模かつ広範囲に被災した場合の二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、被災宅地の危険度を判定することが重要であることから、被災宅地の危険度を判定する「被災宅地危険度判定士」の養成を図るとともに、京都府及び被災宅地危険度判定連絡協議会と連携し、実施体制等の整備を進める。

第5 電力供給・上下水道施設

(本部事務局、広報班、水道班、下水道班)

1 計画の方針

ライフラインとして社会生活に極めて重要な電力供給・上下水道施設が地震災害により被災した場合には、被害状況を迅速に調査し、諸施設が安定して機能するよう応急措置を講じるとともに、電気等による二次災害を防止するための対策について定める。

2 電力供給施設（関西電力送配電株式会社）

（１）被災時の対応

災害の発生により、電力需給に著しい不均衡が生じ、需給状況を速やかに改善する必要がある場合には、電力広域的運営推進機関の指示等に基づく電力の緊急融通により需給状況の改善を図る。

（２）危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても、原則として、供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、対策組織の長は、送電停止等の適切な危険予防措置を講じる。

（３）京都府、関係防災機関との連携

非常災害対策本部において被害状況について広報発表を行った場合、府災害対策本部から要請があった場合又は広域的な停電事故が発生した場合等で、必要があるときは、被害状況のほか停電状況や復旧見通しを府災害対策本部に報告する。また、災害情報等を入手する必要があるとき又は府災害対策本部からの要請があったときは、府災害対策本部に職員を派遣する。

広域的な停電事故が発生した場合は、関係防災機関間で直通の情報連絡網（ホットライン）を構築し、当該情報連絡網を活用して、被害状況のほか停電状況や復旧見通し等を関係防災機関に報告する。

（４）被害の復旧

非常災害対策本部は、被害状況に基づいて復旧計画を策定する。

各設備等の復旧順位は、原則として、あらかじめ定められた順位によるものとするが、設備の被害状況や復旧の難易等を勘案の上、道路管理者とも調整しながら、供給上の復旧効果が大きいものから行う。また、企業等の事業継続の観点を考慮することがある。

ただし、必要に応じて、京都府と災害時に災害応急対策のために不可欠な重要施設の優先復旧又は臨時供給の調整をするほか、各ライフライン事業者間で復旧順位を調整することがある。

(5) 復旧応援

被害状況に応じて、社内連携を図るとともに、他電力会社等へ協力を要請し、復旧にあたる。

3 上下水道施設

(1) 水道施設

ア 被害状況の収集及び伝達

水道班は、地震災害の発生時に、取水、導水、浄水、送水、配水の各施設についての被害状況を早急に調査し、関係機関に迅速に伝達する。

イ 支援要請等

水道班等は、人員、資機材が不足する場合は、速やかに相互応援協定等に基づく支援要請や、京都府を通じて他の水道事業者等に対する広域的な支援要請を行うものとし、道路管理者、下水道班等との協同に配慮するとともに、災害時の的確な対応を図るため、京都府震災対策行動マニュアル（平成10年3月）に基づいた対応を図る。

ウ 災害広報

広報班等は、上水道にかかわる各施設の被災状況及び復旧見込みについて、地域住民に広報し、社会混乱を未然に防止するようにする。

(2) 下水道施設

ア 被害状況の収集及び伝達

地震災害の発生時に、管渠についての被災状況を早急に調査し、関係機関に迅速に伝達する。

イ 災害広報

下水道にかかわる各施設の被災状況及び復旧見込みについて、地域住民に広報し、利用者の生活排水に関する不安解消に努めるとともに、応急復旧工事が完了するまで、水洗トイレ等の使用を停止するよう周知する。

ウ 応急復旧

各施設の被害状況に基づく復旧計画を策定し、管渠の被害に対しては、汚水・雨水の疎通に支障のないように応急措置を講じて下水処理の万全に努める。

第6 通信・放送施設

(本部事務局、広報班)

1 計画の方針

地震災害の発生時に電気通信施設及び放送施設が被災した場合に、通信回線並びに電波通信装置に応急措置を講じるとともに、局舎の応急復旧及び中継所の仮設等を行って、通信・放送を確保する対策について定める。

2 通信施設(西日本電信電話株式会社、KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ関西、ソフトバンク株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社)

(1) 設備及び回線の応急措置

電気通信設備が地震により被災し、通信回線の機能が停止したときは、各社の災害対策規定の定めるところにより、被災設備の復旧に関して応急措置を講じる。

(2) 回線の復旧順位

第1順位 気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関

第2順位 ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者及び第1順位以外の国又は地方公共団体

第3順位 第1順位、第2順位に該当しないもの

(ただし、企業等の事業継続の観点を考慮することがある。)

(3) 営業所等建物の応急措置

地震災害により営業所等建物が被災したときは、応急復旧措置を講じるとともに、当該建物等の迅速な復旧が困難であるときには、他の建物等の利用・借入れ等を行い、速やかに業務の再開を図る。

3 放送施設（日本放送協会京都放送局・株式会社京都放送）

（１）放送施設が地震災害により被災して支障のあるときは、あらゆる手段を講じて放送可能な電波を所定の順により使用するとともに、所定の計画に基づいて次の措置を講じる。

ア 臨時放送所の確保

イ 臨時演奏所の借用

ウ 臨時現像所の開設

（２）中継回線の故障に際しては次の事項を考慮し、適切な措置を講じる。

ア 無線中継の実施

イ 非常用番組の送信

ウ 電気通信事業者への回復要請

第7 社会福祉施設

（援護班）

一般計画編 第3章第33節「社会福祉施設応急対策計画」を準用する。

第8 危険物施設等

（本部事務局、各消防分団班）

一般計画編 第3章第24節「危険物等応急対策計画」を準用する。

第9 住 宅

（住宅班）

一般計画編 第3章第13節「住宅対策計画」を準用する。

第10 農林水産施設

（農業班、林業水産班、農林施設班）

一般計画編 第3章第28節「農林関係応急対策計画」を準用する。

第19節 災害地の応急対策に関する計画

第1 障害物除去計画

(土木班、住宅班、環境衛生班)

一般計画編 第3章第18節「障害物除去計画」を準用する。

第2 廃棄物処理計画

(環境衛生班)

一般計画編 第3章第19節「廃棄物処理計画」を準用する。

第20節 環境保全に関する計画

(環境衛生班)

一般計画編 第3章第35節「環境保全に関する計画」を準用する。

第21節 文教対策計画

(援護班、学校教育班、養護班、炊出班、避難所班)

第1 計画の方針

一般計画編 第3章第20節「文教対策計画」の定めるところによるが、大規模地震発生の際に特に対処が必要な事項について定める。

第2 事前計画の策定が必要な事項

大規模地震の発生時においては、住居の全壊・半壊又は保護者の死亡による児童生徒等の一時疎開や教師の避難所運営への参加など、様々な問題が起こることが予想される。

そこで、今後、次の事項について特に検討を行うものとする。

- 1 避難所の運営における教師の役割
- 2 児童生徒等の安否確認の方法
- 3 学校（園、所）機能を早急に回復するために、学校（園、所）内において避難者と児童生徒等で共用する部分と、児童生徒等又は避難者のみが使用する部分の区分け

- 4 避難所になった場合に必要な備品等の整備
- 5 授業中等に発災した場合の児童生徒等の避難、帰宅の方法及び保護者との連絡方法等の措置

第22節 輸送計画

(人事・車両班、土木班)

第1 計画の方針

地震災害時における輸送体制を確立するため、京都府及び隣接市町並びに関係機関と密接な連絡協調を図って、具体的な対策を定める。

なお、この計画中に定めのない事項は、一般計画編 第3章第21節「輸送計画」の定めるところによるものとする。

第2 輸送路の確保

大規模地震の発生時は交通規制の遅れ、道路の損壊及び倒壊物等による遮断などにより、輸送路の確保に困難を伴うことが予想される。したがって、町は輸送路の確保のため、次の事項についてあらかじめ検討の上、速やかに実施を図るものとする。

- 1 迅速な交通規制の実施のため、一般計画編 第3章第22節「道路交通対策計画」に定める交通規制の実施責任者との協議を行う。
- 2 災害対策上重要な施設を結ぶ道路を中心に緊急啓開道路を定め、業者への事前認識や連絡方法等を確立し、災害時は優先的に緊急啓開道路から啓開を図る。

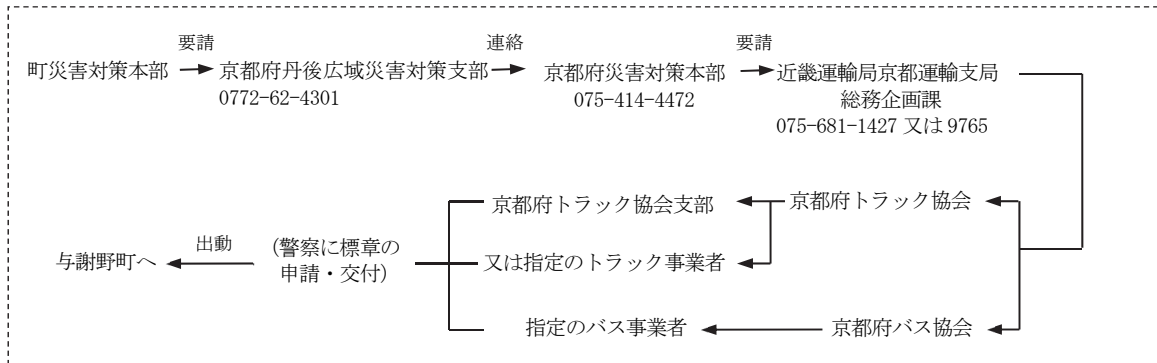
第3 京都府への斡旋要請

町で確保する車両だけで不足する場合は、知事へ調達の斡旋を求めるが、その手続きは、一般計画編に定めるとおりとする。

連絡系統は次のとおりであり、京都府災害対策本部への連絡は、京都府丹後広域災害対策支部を通じて行う。

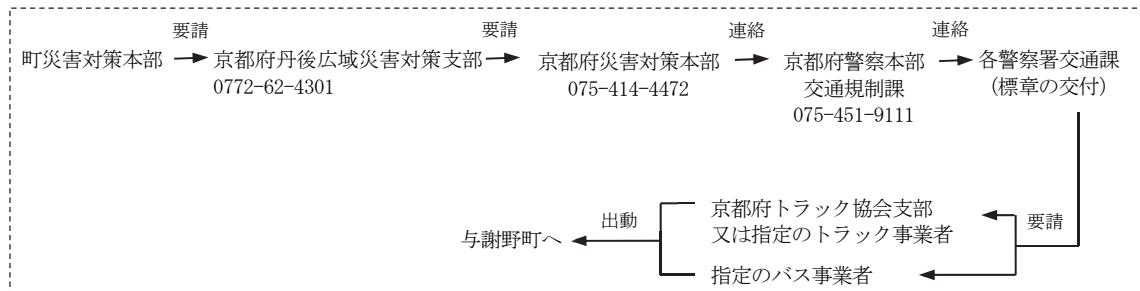
1 陸上輸送を要請する場合

(1) 通常の場合

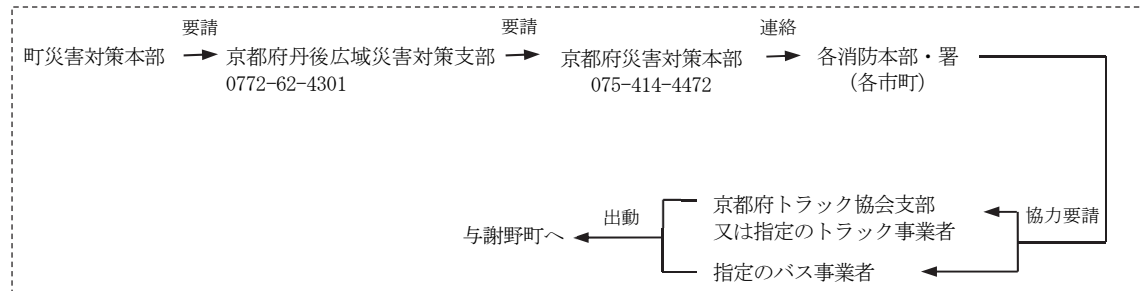


(2) 通信連絡網途絶の場合

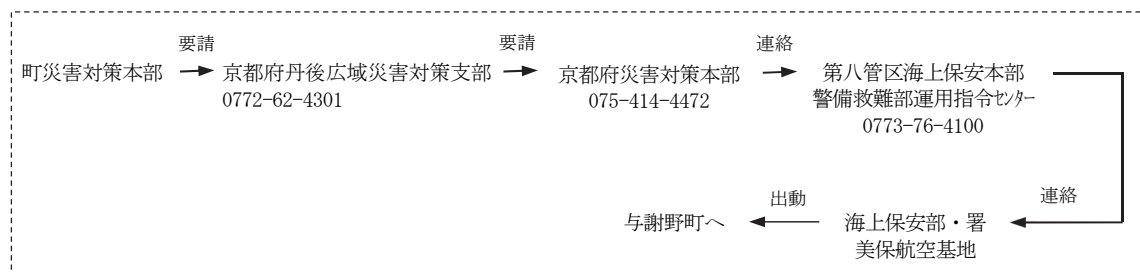
ア



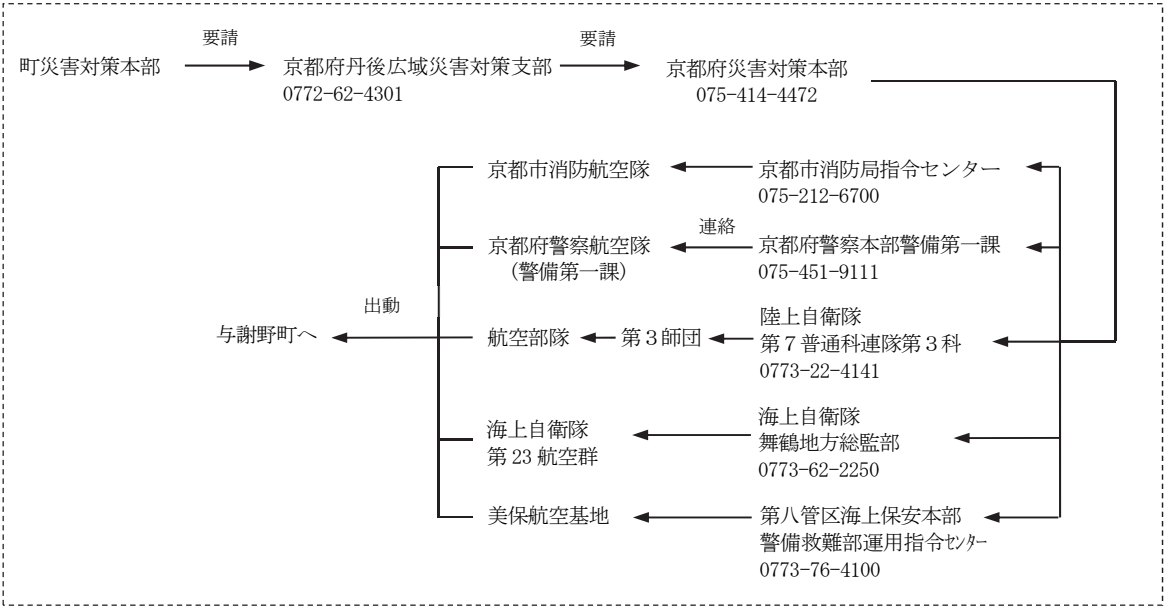
イ



2 海上輸送を要請する場合



3 ヘリコプターによる空輸を要請する場合



第23節 道路交通対策計画

(本部事務局、土木班)

一般計画編 第3章第22節「道路交通対策計画」を準用する。

第24節 労務供給計画

(人事・車両班)

一般計画編 第3章第29節「労務供給計画」を準用する。

第25節 自衛隊災害派遣要請計画

(本部事務局)

一般計画編 第3章第30節「自衛隊災害派遣要請計画」を準用する。

第26節 職員派遣要請計画

(本部事務局、人事・車両班)

一般計画編 第3章第31節「職員派遣要請計画」を準用する。

第27節 義えん金品受付配分計画

(財政班、各支部連絡調達班、調達・輸送班、救助班)

一般計画編 第3章第32節「義えん金品受付配分計画」を準用する。

第28節 ボランティア受入計画

(ボランティア班)

一般計画編 第3章第36節「ボランティア受入計画」を準用する。

第29節 文化財等の応急対策計画

(文化施設班)

一般計画編 第3章第37節「文化財等の応急対策計画」を準用する。

第30節 り災証明の発行計画

(本部事務局、住宅班、家屋調査班、宮津与謝消防組合)

一般計画編 第3章第39節「り災証明の発行計画」を準用する。

第31節 社会秩序の維持に関する計画

(本部事務局、関係各班)

一般計画編 第3章第40節「社内秩序の維持に関する計画」を準用する。

第4章 災害復旧・復興計画

(本部事務局、救助班、関係各班)

第1節 生活確保対策計画

一般計画編 第4章第1節「生活確保対策計画」を準用する。

第2節 公共施設復旧計画

一般計画編 第4章第2節「公共施設復旧計画」を準用する。

第3節 風評被害対策

一般計画編 第4章第3節「風評被害対策」を準用する。

第4節 文教・文化財等の復旧計画

一般計画編 第4章第4節「文教・文化財等の復旧計画」を準用する。

第5節 災害復旧上必要な金融その他資金調達計画

一般計画編 第4章第5節「災害復旧上必要な金融その他資金調達計画」を準用する。

第6節 住宅復興計画

一般計画編 第4章第6節「住宅復興計画」を準用する。

第7節 農林水産業、中小企業の復興計画

一般計画編 第4章第7節「農林水産業、中小企業の復興計画」を準用する。

第8節 激甚災害の指定に関する計画

一般計画編 第4章第8節「激甚災害の指定に関する計画」を準用する。

第9節 水道復旧計画

一般計画編 第4章第9節「水道復旧計画」を準用する。

第10節 工業用水道復旧計画

一般計画編 第4章第10節「工業用水道復旧計画」を準用する。

第11節 災害復興対策計画

一般計画編 第4章第11節「災害復興対策計画」を準用する。

